

# 中小企業会計研究

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

2023

NINTH  
第9号  
ISSUE

ISSN 2189-650X

中小企業会計学会

Japanese Accounting Association for SMEs



---

# 中小企業会計研究 第9号 (2023年)

---

## 目 次

(巻頭言) 中小企業会計学会創設10周年に寄せて …………… 河崎照行 / 1

### (論文)

中小製造企業におけるキャッシュ・フロー会計情報のあり方を考える

— I社の「キャッシュ・フロー計画表」の作成と活用事例を手掛かりに—

…………… 我妻芳徳 / 4

中小企業会計計算書類の信頼性保証の一考察

— 取締役保証書を基礎にした会計調査人調査案を中心として— …… 宮下仁志 / 15

中小企業におけるSDGs経営の課題と展望 …………… 川島和浩 / 27

### (課題研究委員会・最終報告)

日本の中小企業会計の基礎概念に関する研究

— 文化的視座からのアプローチ— …………… 平賀正剛 / 39

### (課題研究委員会・中間報告)

中小企業財務報告の透明性改善に向けた多面的研究 …………… 越智信仁 / 43

\*

中小企業会計学会10年の歩み …………… 47

英文 Summary・Keywords / 66

<編集後記> / 69

---

Contents

**Preface**

On the occasion of the 10th anniversary of the establishment of the Japanese Accounting Association for SMEs ..... Teruyuki Kawasaki / 1

**Article**

A Study on “Cash Flow Accounting Information” in Small and medium sized manufacturing enterprises – Using the case of company I as a clue – ..... Yoshinori Wagatsuma / 4 (66)

A study about Small and medium-sized enterprises accounting reliability assurance – With a focus on a plan of accounting Survey People foundational regulatory Officer Warranty Card – ..... Satoshi Miyashita / 15 (67)

Issues and Prospects of SDGs Management in SMEs ..... Kazuhiro Kawashima / 27 (68)

**Study Group Report**

A Study on Basic Accounting Concepts for Small and Medium-sized Enterprises in Japan – From a Cultural Perspective – ..... Masatake Hiraga / 39

Multifaceted Study to Improve Transparency of SME Financial Disclosure ..... Nobuhito Ochi / 43

\*

10 years of history of the Japanese Accounting Association for SMEs ..... 47

---

(巻頭言)

## 中小企業会計学会創設 10 周年に寄せて

中小企業会計学会会長

河崎 照行

### 1 プロローグ

2013年2月、アカデミズムとプラグマティズムの「知」の融合を目指した「中小企業会計学会 (Japanese Accounting Association for SMEs)」が設立され、本年は、学会創設10周年の節目を迎えた。本巻頭言では、中小企業会計の制度化と中小企業会計学会のあゆみを振り返り、中小企業会計の「研究」と「実務」における未来への挑戦を論じてみたい。

### 2 中小企業会計の制度化のあゆみ

わが国における中小企業会計の制度化のあゆみは、次のように要約できる。

- (1) わが国で、中小企業会計に関する本格的な議論が開始されたのは、2002年3月に、中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する研究会」においてであった。同年6月に公表された「中小企業の会計に関する研究会報告書」は、中小企業会計におけるわが国の原点ともいえる報告書である。
- (2) その後、中小企業会計の制度化は、わが国の会計職業団体（日本公認会計士協会および日本税理士会連合会）に委ねられた。しかし、日本公認会計士協会はシングルスタンダード論（中小企業会計基準を容認しない立場）を主張する一方、日本税理士会連合会はダブルスタンダード論（中小企業会計基準を容認する立場）を主張したため、ある種の制度的混乱に陥ることとなった。
- (3) このような状況を打開するため、2005年8月、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会（ASBJ）の4団体によって公表されたのが「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小指針という）であった。しかし、中小指針は、わが国の「大企業（公開企業）向け会計基準」を簡素化し要約したものであったため、その普及状況は決して芳しいものではなかった。
- (4) そこで、「中小企業のために新しい会計ルール」を策定すべきであるとの議論が高まり、2011年2月、「中小企業の会計に関する検討会」（中小企業庁と金融庁の共同事務局）が編成され、2012年2月、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領という）が公表されるに至った。現在、中小会計要領の普及と制度的定着化が、官民一体となって、精力的に取り組まれている。

### 3 中小企業会計学会の設立趣旨とあゆみ

中小会計要領の公表を契機として、2013年2月、わが国で世界最初の中小企業会計学会が設立さ

れた。その設立の趣旨（目的と使命）は、次の4点に要約できる。

- (1) 本学会の目的は、中小企業をめぐる諸問題を理論・制度・実務の諸側面から探求し、わが国および諸外国の会計理論と会計実務の発展に資すること
- (2) 本学会設立の背景には、国際会計基準審議会（IASB）が、1997年9月に「中小企業向けIFRS」（IFRS for SMEs）を公表したことにより、中小企業会計のあり方が国際的にも国内的にも活発に議論されるようになってきたこと
- (3) 本学会の研究対象は、広範な分野にわたり、例えば、会計理論（財務会計）、国際会計、管理会計、会計監査、税務会計など、伝統的な会計研究の専門分野はもとより、これらの専門分野を中小企業という横串によって統合する総合研究など、実に多様であること
- (4) 本学会の使命は、広範かつ多様な研究分野において、研究者と実務者の英知を結集し、アカデミズムとプラグマティズの「知の融合」により、わが国および諸外国の中小企業の成長・発展に資すること

かかる設立趣旨を踏まえ、中小企業会計学会は、2013年8月に第1回全国大会が甲南大学で開催され、その後、着実なあゆみが続いてきた（「全国大会の開催日」「開催校」「統一論題」「基調講演」「課題研究委員会報告」「自由論題」など、本学会の具体的なあゆみについては、本誌の巻末を参照されたい）。また、2015年8月には、学会誌『中小企業会計研究』が創刊され、本年は第9号の刊行が予定されるなど、本格的なアカデミズムの場が着実に整備されてきた。

## 4 中小企業会計学会の未来への挑戦

### (1) 中小企業会計研究の未来への挑戦

中小企業の会計研究における未来への挑戦は、新たな経済社会における、次世代の会計理論の探求である。具体的には、ナレッジ・デジタル型経済（知識財・デジタル財といった無形財を中心とした経済）における財・サービスの多元化を踏まえた、ハイブリッド型会計理論の探求がこれである。かかる会計の研究課題は、次のように整理できる。

- ① 第1に、会計の認識は、産業構造の経済的実態を反映するものでなければならない。つまり、次世代の会計理論は、プロダクト型経済（製商品等の有形財が中心の市場経済）からファイナンス型経済（金融商品等の金融財が中心の市場経済）へ、そしてナレッジ型経済（ノウハウ等の知識財が中心の市場経済）・デジタル型経済（コンテンツ等のデジタル財が中心の市場経済）への産業構造の移行を踏まえ、有形財、金融財、無形財（知識財・デジタル財）の経済的実態を忠実に写像する必要がある。
- ② 第2に、会計の測定は、測定対象の属性に即した測定ルールを適用するものでなければならない。つまり、有形財は生産的利用可能性、金融財は投資の回収可能性、知識財・デジタル財は企業価値創出の知的利用可能性・電子的利用可能性に、それぞれの本来の特性があり、次世代の会計理論は、各測定属性に即した多元的測定を可能にする必要がある。
- ③ 第3に、会計の伝達は、企業の経済的実態を適時かつ正確に提供するものでなければならない。つまり、次世代の会計ディスクロージャーは、企業価値創出能力の評価に役立つ非財務的・定性的情報を加味する拡張された包括的事業報告として、Webなどの電子メディアを活用した

即時的・継続的な情報提供を可能にする必要がある。

## (2) 中小企業会計実務の未来への挑戦

他方、中小企業の会計実務における未来への挑戦は、ポストコロナ時代における職業会計人（税理士等）が果たすべき役割の実践である。具体的には、「認定経営革新等支援機関」としての役割の実践がこれである。認定経営革新等支援機関は、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関を認定する制度である。その目的は、「税務、金融および企業財務に関する専門的知識」「支援に係る実務経験」が一定レベル以上の個人、法人等を、経営革新等支援機関として認定し、中小企業に対して「事業計画の策定」等の専門性の高い支援によって、中小企業の経営力を強化することにある。かかる経営革新等支援機関に対する役割期待を摘記すれば、次のとおりである。

- (1) 第1は、「事業案件の認識の共有化」である。支援業務にあたり、「ローカルベンチマーク」等の指標を活用して、中小企業と支援案件の認識を共有することにより、必要な支援策の実施が可能となる。
- (2) 第2は、「計画的な事業承継」や「円滑な中小企業金融」の促進である。支援業務にあたり、「事業承継ガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」等を踏まえ、計画的な事業承継や円滑な中小企業金融に向けた取組みを促すことにより、事業承継や中小企業金融を契機とした経営力向上の支援が可能となる。
- (3) 第3は「継続的なモニタリングの実施」である。作成した経営改善計画が計画どおりに進捗し、経営改善が図られているかどうかを、計画書作成後一定期間を経過した後に、巡回監査によりチェックする必要がある。
- (4) 第4は、「信頼性ある計算書類の作成・活用」である。支援業務にあたり、その基礎となるのが計算書類（会計情報）であることから、中小会計要領等に準拠した信頼性ある計算書類の作成とその活用が不可欠である。

## 5 エピローグ

中小企業会計学会は、創立10年の節目を迎えたとはいうものの、学会としては未だ揺籃期であることは否めない。この間、会計理論（財務会計）、管理会計、会計監査、税務会計など伝統的な会計研究分野において、中小企業会計をめぐる諸課題の発掘に努めてきた。今後は、これまでの研究成果を踏まえ、会計研究や会計実務の分野において、新たな経済社会に対応した、次世代の中小企業会計のあり方を探求する必要があるだろう。

本年、11月には、新たな10年に向けて、第11回全国大会が専修大学（準備委員長：栴田龍三教授）で開催される予定である。本学会の特徴はアカデミズムとプラグマティズムの「知」の融合である。このような既存の学会と異なる本学会の特徴を活かし、学会活動の大いなる飛躍を期待したい。

（令和5年5月）

# 中小製造企業におけるキャッシュ・フロー会計情報のあり方を考える

— I社の「キャッシュ・フロー計画表」の作成と活用事例を手掛かりに—

我妻芳徳 (山形県庁・山形大学大学院理工学研究科博士後期課程)\*  
\*本論文の執筆時の所属は山形県立霞城学園高等学校

**論文要旨** 本稿の目的は、中小製造企業におけるキャッシュ・フロー会計情報に関して、事例研究をとおして考察することにある。具体的には、I社（本社：山形県）への訪問インタビュー聞き取り調査や関連する新聞記事等の情報の内容を手掛かりとして、中小企業経営にとって重要な経営課題である財務管理戦略、とりわけ、資金繰り表とキャッシュ・フロー計算書の作成とその活用事例を管理会計的側面から考察した。そこでは、中小企業においてはなぜキャッシュ・フロー計算書を作成していない企業が多いのかを探ることを起点として、キャッシュ・フロー計算書作成の目的観を明らかにし、中小製造企業にとってシンプルで作成しやすい独自の資金繰り表と、それと繋がりを持たせた簡易キャッシュ・フロー計算書の両方のひな型を提案した。キャッシュ・フロー会計情報の作成とその活用が、生産性向上を基盤として、倒産の危機を回避し、高い収益力と高い財務安定力をもつ持続可能な中小製造企業経営をもたらす原動力の1つになる可能性があることを、I社のケーススタディから明らかにした。

**キーワード** 個別受注ロットごとのキャッシュ・フロー計画表（資金繰り表）、簡易キャッシュ・フロー計算書、管理会計的側面、財務安定力をもつ持続可能な経営、CCC（Cash Conversion Cycle）

## 1 はじめに

昨今、「中小企業にこそキャッシュ・フロー計算書（以下、CFS）を、あるいはキャッシュ・フロー経営を」とする論旨の先行研究が散見されるようになった。そこでは、多様な根拠から、中小企業におけるCFSの有用性や必要性が論考されている。また、中小企業会計指針（以下、中小指針）でも、CFSの目的と作成方法が示され、会社法上作成義務はないとしつつも、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握すると

ともに、金融機関や取引先からの信頼性向上を図るため」（日本税理士会連合会 2013, 292-293）として作成が望ましいとしている。しかしながら、中小企業庁（2004, 9）の調査統計資料によれば、資金繰り表は6割程度作成している現状があるけれども、CFSを作成している企業は数%であり、実務界での作成・活用は非常に低いものとなっている。

本稿の目的は、こうした背景に鑑み、手掛かりとなるI社への訪問インタビュー聞き取り調査および新聞記事等の同社の関連資料をとおして、中小製造企業におけるキャッシュ・フロー

※本稿は査読済み論文です(2023年4月15日決定)。



会計情報の作成・活用のあり方に関して考察することにある。具体的には、中小企業におけるキャッシュ・フロー会計情報の有用性の観点から、中小製造業での独自の資金繰り表とCFSをI社のケーススタディを手掛かりに考察し、1つの計算書のひな型を提案する。ひいては、一連のキャッシュ・フロー会計情報の作成とその活用が、持続可能な中小製造企業の経営に大きく貢献し、生産性向上はもとより、売上高向上、財務安定性の維持・増強のために重要であり、必要不可欠になりうることを考えていきたい。なお、本稿におけるキャッシュ・フロー会計情報を次のように定義したい。まず、キャッシュ・フローとは現金の流れ、つまり入（インフロー）と出（アウトフロー）を表す。会計情報は、簿記会計学の概念から数値で表現される意味のある情報とする。次に、具体的には「資金繰り表、見積キャッシュ・フロー計画表（筆者が命名したもので、多様な名称が存在）およびCFS」の等一連の管理会計の領域を中心とするキャッシュ・フローに関する情報とすることとした。

研究の手法としては、はじめに中小企業を取り巻くキャッシュ・フロー会計情報の現状と課題を探り、次に、先行研究を、その目的観から整理する。最後に、課題となっていることを解決するために、I社のケーススタディを手掛かりに考えていく。

## 2 中小企業のキャッシュ・フロー会計情報に関する現状と課題

ここでは、連結企業と対比しながら、CFSの作成目的の観点から中小企業のキャッシュ・フロー会計情報の現状と課題を考える。わが国で、平成10年(1998)に公表された、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関す

る意見書」(以下、意見書)には、CFSの作成目的が明文化されていないが、そもそも連結企業がCFSを何の目的で作成し、なぜ開示する義務があるのか。我妻(2021, 25-41)は、5つの作成目的を掲げる。①資金繰りと黒字倒産の回避、②利益の質の分析(発生主義との乖離)、③営業活動の現金創出能力評価、④配当金支払能力・債務返済能力、および⑤経営者の経営のための資料を掲げる。とりわけ、連結企業の場合は、株主・投資家の投資意思決定の観点から②③④に力点が置かれると考える。一方、中小企業にとっては、その目的観は連結企業と事情が異なっている。特に重要な作成目的は、①と④である。資金繰りがショートし、最悪の場合は倒産の危機にさらされるのは、連結企業も中小企業も同じである。また、配当金支払は別にして、借入金の依存率が高い傾向にある中小企業にとって、取引銀行との信用性や信頼性の維持は重要視すべき課題である。

中小指針には、第88項において目的と作成方法等の概略だけが記載され、作成が望ましいとされ、CFS作成の義務はないとする。ここでは、CFSの作成目的、表示区分、直接法・間接法の表示方法と計算書のひな型が記されているわけだが、内容的には、「意見書」の趣旨を中小企業版に焼き直したものと考えることもできる。

したがって、CFS作成と活用にあたって、2つの課題が浮彫りになる。第1の課題として経営者の立場、すなわち管理会計の側面から考えると簿記会計レベルが高く、適用に多少無理があることも否めないと考える。金融商品取引法に規定する連結企業と同じ計算書のひな型のCFSで対応できるのか、簡易なひな型は考えられないのか、という課題である。この解決策として、管理会計的側面から独自の資金繰り表と簡易CFSのひな型を提案したい。第2の課題は、中小企業のうち、ほとんどの企業が作

成していない現状にあり、その理由は何であるのか、どのようにしたら普及するのかという課題である。このことを探るために、筆者は、令和3年6月～令和4年9月にかけて、山形県内の中小製造企業24社の訪問インタビュー聞き取り調査を行った。そこで、経営者に対して財務管理に関連して、「CFSの作成・活用の有無」を質問したところ、次のような回答であった。すなわち、「必要ない」、「作成が面倒だ」、「作成方法を知らない」、「顧問税理士に丸投げ」、「資金繰りは長年の経験と第六感で大丈夫」、「作成する利点がわからない」、「そもそも関心がない」、「資金繰り表だけで十分」といった具合である。また「ノーコメント、回答できない」という回答が一番多かった。集計分析すると「必要ない、知らない」という現実が浮上する<sup>1)</sup>。

もっとも、この課題の背景には、キャッシュ・フロー会計情報を必要としない中小企業も存在することも考慮に入れなければならない。中小指針第88項が「作成することが望ましい」と記載する所以でもあると考えられる。

### 3 先行研究レビューの整理と仮説の提起

「中小企業経営にとってCFSを含めたキャッシュ・フロー会計情報の有用性、必要性、および重要性」を論考する先行研究が2004年ごろから散見されるようになった。論者によって、それらの根拠は多様な観点を読みとくことができるけれども、中小企業こそ、管理会計的な視点から、こうした情報が有用で必要という主張の共通特性を看取することができる。以下、4本の先行研究をレビューし、特にその目的観の視点から明らかとなっている論考内容を整理する。

#### 3.1 先行研究

##### 3.1.1 岡部 (2021, 265-278)

中小企業の会計基準・会計制度は上場企業のレベルからかけ離れている。倒産企業のほとんどが中小企業であることを勘案すると、損益計算書を中心とした発生主義による経営のてん末と考えられる。よって、CFSの作成を義務づけ、これを浸透させることを提案する。経営者、従業員への教育も含めて、キャッシュ・フロー・マネジメントをより広く浸透させる改革を実施することが、中小企業の倒産を減らすことに繋がるはずだ。なお、資金繰り表については中小企業にあっても古くから慣れ親しんでおり、認知度も活用度も高い。フリー・キャッシュ・フロー (FCF) をベースとした経営の実現が肝要である。換言すれば、CFSを基盤とするキャッシュ・フロー会計情報は、粉飾決算や企業倒産を防止するために、作成を義務化して、中小企業に広く浸透させることで認知度を上げるとともに、経営者への教育も視野に入れて、FCFを基に、キャッシュ・フロー・マネジメントを実現することが重要だ。また、CFS作成を義務化して、ステークホルダーとしての金融機関にも情報提供することで、財務管理面からも有用になる。

##### 3.1.2 渡邊 (2015, 301-311)

中小企業会計基準を考察すると、CFSの有用性・必要性は、次の2点が挙げられる。すなわち、1つは経営者にとって、企業のキャッシュ・フローの状況を適切に把握するという管理会計的な資料となりうるという点であり、もう1つは、中小企業が将来、大企業・上場企業、連結企業にまで成長することを考える企業は、中小企業の段階から、CFSを作成していた方がよいという点を挙げている。

### 3.1.3 西郷・中野 (2012, 25-43)

CFS作成の義務づけが未だにない中小企業においては、根本的に経営者は、CFSに関する基本的な知識と技術(意義・必要性を含めて)とその理解が不足しているのではないか。中小企業がより発展していくためには、キャッシュ・フロー会計が必要不可欠である。その有用性は、損益計算書上の利益とキャッシュ・フロー収支残高とのズレ、すなわち差異の比較・分析の側面と、企業の現金創出能力を表す企業価値の側面の2つである。とくに前者の側面、「利益の質」の問題は、財務管理にとって重要である。

### 3.1.4 加藤 (2018, 3-99)

中小指針と中小要領の2基準は、実務運用レベルまでに本当に機能しているのか、中小企業経営に貢献しているのか疑問である。中小企業の利害関係者は、おもに取引先や金融機関である。金融機関に開示する情報は、融資が打ち切られないようにするためである。税務会計的な会計情報をそのまま、経営者が活用できないという管理会計上の脆弱性がある。そこで、1つ目の有用性は、CFSから得られるキャッシュ・フロー情報の有用性こそが、中小企業経営における、管理会計機能をバックアップする、というものである。

もう1つの有用性は、金融機関からの融資に関してである。これまで、金融機関が中小企業に提出を求めている書類は、損益計算書、貸借対照表が中心であり、その他、試算表や経営計画表であった。CFSの提出要請は圧倒的に少ない状況である。中小企業にとって、経営資源としての資金調達が行われなければ、黒字倒産の危機に陥りかねない。銀行からの融資が滞れば、原材料の仕入先からの信用も失墜し会社は破綻する危機もありうる。黒字倒産を回避し、経営者は資金繰り表とCFSを是非作成し、キャッシュ・フローを正確に把握し、計画

性を持った資金調達をすべきである。

## 3.2 先行研究論考の整理と仮説の提起

図表1は、キャッシュ・フロー会計情報の有用性、目的の論拠に焦点をあて、4本の先行研究の論考を整理したものである。ここでの知見は、キャッシュ・フロー会計情報の有用性、目的に関しての根拠が、管理会計的な側面を持っていることである。ただし、先に示した5つの作成目的のどれに力点が置かれているかの違いがある。もっと絞り込むと、2点の目的観に集約できると考える。1つは、取引銀行からの円滑な資金融資のため、または信頼性向上のため、もう1つは、キャッシュ・フロー・マネジメントである。前者の側面は、おもに金融機関からの円滑な資金融資のために、キャッシュ・フロー会計情報が有用性をもつとするものである。中小企業の自己資本比率は、中規模企業では平均42.8%、小規模企業では平均17.1%になっている。製造業に限ってみると、0%(債務超過)~50%以上と幅広く、非製造業より低い傾向にある。よって、中小企業は、概して金融機関からの借入金依存度が比較的高い(中小企業庁2021, II-10 第2-1-8図)。またステークホルダーとしての取引銀行からの融資交渉のために、経営者としてキャッシュ・フローの的確な把握が必要である。こうした側面は企業の財務安定力に大きく貢献する。一方、後者の側面であるが、キャッシュ・フローの的確な把握により、製造業では生産性向上はもちろん、売上高の向上、収益性の向上、財務安定力の維持等に資するために、資金繰り表やCFSを中心とするキャッシュ・フロー会計情報が有用性をもつ。

図表1は、以上みてきた4本の先行研究で明らかになっているCFSのおもな作成根拠を整理したものである。

図表1 先行研究の論点整理（明らかになっていること）

NO	著者	CFSの有用性, 作成目的のおもな論拠など
1	岡部 (2021, 265-278)	○粉飾決算の防止, 倒産の回避を基盤して, フリー・キャッシュ・フロー・マネジメントを実践するため (持続可能なビジネスモデル構築するため)。 ○金融機関や取引先の信用性を醸成するため。
2	渡邊 (2015, 301-311)	○管理会計的な資料として経営者が, キャッシュ・フローの状況を適切に把握し, 経営に活かすため。 ○すべての中小企業が, CFSを必要としているわけではないが, 将来, 大企業・上場企業に成長を志向するなら, 中小企業時からキャッシュ・フロー計算書作成を推奨する。
3	西郷・中野 (2012, 25-43)	○経営者が損益計算書上の利益とキャッシュ・フロー収支残高との差異分析 (利益の質の分析) するため。 ○企業の現金創出能力を表す企業価値を評価するため。
4	加藤 (2018, 3-99)	○中小企業経営の管理会計機能をバックアップするため, キャッシュ・フローの正確な把握によって銀行からの融資による計画的な資金調達および黒字倒産の防止ため。 ○金融機関と仕入先からの信用性の維持のため。

出所：著者作成

以上の先行研究で明らかになった論拠に基づき, 下記のように仮説として提起する。実際の中小企業の経営の現場で, 実務的にも確かであることをケーススタディから検証できないだろうか。仮説は以下のとおりである。

中小製造企業において, 資金繰り表およびCFS等のキャッシュ・フロー会計情報を作成し, 管理会計的視点から活用することにより, 生産性向上, 売上高向上, 収益力向上に資する持続可能なキャッシュ・フロー経営を実現することを可能にする。そして, 取引銀行からの営業資金の借入に際してキャッシュ・フロー会計情報を提供することで, 良好な信頼関係を築くとともにリレーショナル・バンキングを実現することができる。

## 4 I社のケーススタディ

筆者は, 令和3年11月5日, I社を訪問し, 当時同社の会長M氏(実質のCEO兼CFO)に対して, 財務管理戦略を中心として経営全般に関してインタビューによる聞き取り調査を

行った。その中で, キャッシュ・フロー会計情報に関する, いくつかの質問に対して興味深く, 本稿の研究仮説の検証になりうる経営戦略手法の具体的回答を得た。

### 4.1 I社の企業概要

I社の企業概要を図表2にまとめる。とりわけ, 項目4に注目すると, 同社の財務管理システムの特徴が見えてくる。受注ロットごとの独自の資金繰り表と簡易CFSの作成と活用である。Excelマクロプログラミングを駆使, データを可視化して経営者のみならず, 工場内全従業員が活用することが可能だ。

### 4.2 I社の生産管理と財務管理の統合システムの全体像イメージとキャッシュ・フロー会計情報の作成, 活用の考え方

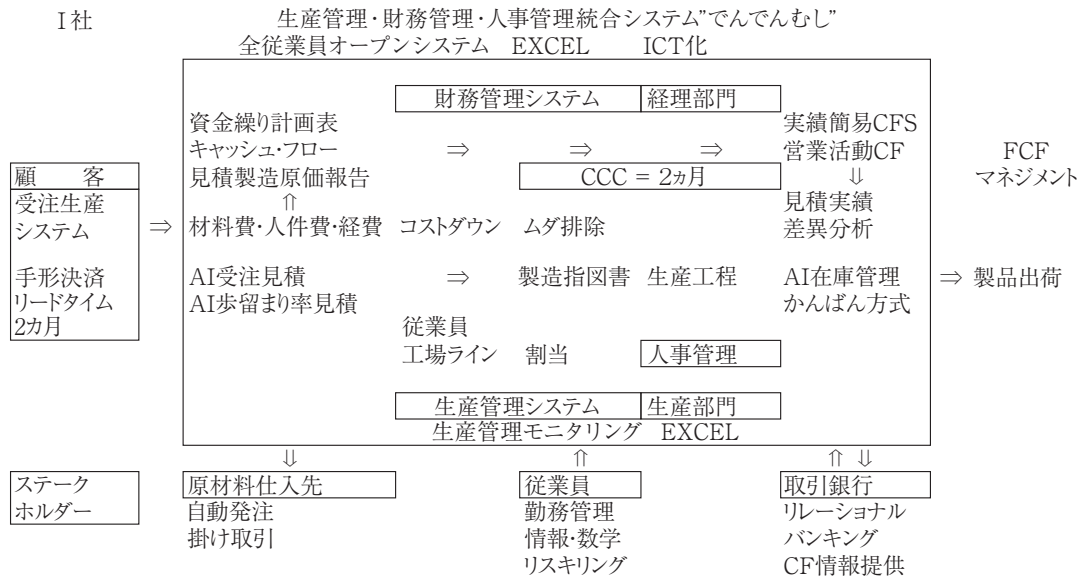
まず, 図表3は, I社における「生産管理・財務管理・人事管理の統合システムのイメージ図」である。ここで注目するのは, 財務管理のラインである。顧客から個別ロットごとの受注が入ると, まず, 「キャッシュ・フロー計画表」(独

図表2 I社基本情報 令和3年11月5日現在

no	項目	内容：インタビュー聞取調査または同社ホームページ
1	企業名、本社・営業所	(株)I社、本社：山形県、営業所：東京都
2	基本概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金：4,700万円、従業員数：58名</li> <li>・創業：60年、製造品目：高付加価値射出成型品</li> <li>・年間売上高：2021年度 9億3,400万円 2020年度 10億1,100万円</li> <li>・取引銀行：8銀行</li> <li>・営業利益率：約10% 自己資本比率：約20%</li> </ul>
3	情動的資源マネジメント (生産管理におけるAIシステムの導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造歩留まり率の予測</li> <li>・熟練工のアシスト、代替的役割、個別受注製品の自動見積りシステム</li> <li>・社内ICT化：生産管理システムと財務管理システムとを統合する自社開発、Excelマクロプログラミング</li> </ul>
4	キャッシュ・フロー会計情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の資金繰り表（仮称：個別受注ごとのキャッシュ・フロー計画表）の作成および簡易実績CFSの作成とその活用</li> <li>・受注請負代金決済：2ヵ月満期約束手形（CCCを2ヵ月間に見積設定）</li> <li>・原材料発注：受注毎の当用仕入、トヨタ“かんぱん”方式採用、AIによる原材料・半製品在庫管理システム</li> </ul>

出所：筆者作成

図表3 財務管理と生産工程管理、人事管理の統合システムイメージ図



出所：著者作成

自の資金繰り表）－著者が仮に命名した－を作成する。これは原材料費・人件費・経費の見積額を集計するもので、ひな型にすると見積製造原価報告書の簡易版と考えられる。AIによる

歩留まり率も考慮に入れながら、見積製品製造原価を算出、それをもとに受注請負額を計算する。営業利益率を10%と想定、逆算して販売単価を決定する。代金支払条件は、すべて、2ヵ

月満期の約束手形とする。これは、代金回収の確実性を持たせるものである。途中で資金が急ぎょ必要になった場合は、取引銀行で手形売却（割引）を行い、キャッシュ・インフローが可能になる。また、これに連動し、CCCは2ヵ月間となり資金繰り計画の遂行が容易になる。

実績としての簡易CFSは、3区分のうち、営業活動によるキャッシュ・フローに着目する。製品受注ロットごとに、実績を算出して、これを集計して作成するのである。いくらAIといえども、見積りと実績との差異は出るものと考えられる。この差異を分析して、次の経営活動に反映することになる。なお、この場合、CFS作成上の資金概念は、連結企業では「現金および現金同等物」であるのに対し、「現金」となり、表示方法や作成方法は「直接法」となる。金融商品取引法にかかる連結企業では、ほとんどが間接法を採用のに対して、直接法は総額表示であるため、キャッシュ・フロー把握の利点は高い。また、将来の計画である資金繰り表と過去の実績を集計する簡易CFSとを連動して活用することは、管理会計的側面から見れば、そのメリットも大きいと考える。その根拠は次のようである。

通常概念は、資金繰り表とCFSはまったくの別物である。前者の資金繰り表は、将来の債務返済支払資金の計画表として、一方、後者のCFSは会計期間の過去のキャッシュのインフローとアウトフローを集計したものである。よって、それぞれの役割は異なり、資金繰り表は、財務管理計画に大きく貢献する。CFSは、過去のキャッシュ・フローのデータから、趨勢を読み取ったり、キャッシュ・フロー・マージン等の経営分析指標を有効にしたり、経営に役立てたりすることが可能である。

わが国の連結企業の99%以上が間接法表記を採用しているが、管理会計の視点から言えば、直接法の方が経営分析にとって効果的だと考え

られる。I社の事例では、製造原価報告書を基盤とする資金繰り表から、簿記的に誘導する「直接法」表記は、財務管理上、管理会計的側面からのメリットが大きいと考える理由である。

## 5 キャッシュ・フロー計画表と簡易キャッシュ・フロー計算書のひな型の提案

ここでは具体的な計算書の、1つのひな型を提案したい。なお、記載の項目は聞き取りインタビューの内容を具現化したもので、数値は架空のものである。図表4は、独自の資金繰り表であり、受注ロットごとの見積製造原価報告書の形をとっている。原材料費、労務費、経費の見積もりのキャッシュ・アウトフローの集計から受注販売金額と販売単価を算出する。

次に、図表5は、直接法表記による、営業活動によるキャッシュ・フローの区分を示したものである。図表4「受注ごとのキャッシュ・フロー計画表A」から、簿記的に直接集計するので作成はわかりやすく比較的容易である。

図表6は、図表4と図表5のベースになっている受注記録と製造指図書を統合したものと考えられる。

## 6 仮説の検証

I社の事例研究をとおして、先に示した仮説について前段と後段にわけて検証する。

まず前段：中小製造企業において、資金繰り表およびCFS等のキャッシュ・フロー会計情報を作成し、管理会計的視点から活用することにより、生産性向上、売上高向上、収益力向上に資する持続可能なキャッシュ・フロー経営を実現することを可能にするという仮説。

同社は現在、受注生産型の金型設計・製造事業分野では、売上高、営業利益率、技術とも具

図表4 受注ロットごとのキャッシュ・フロー計画表Aのひな型例

受注ごとの見積製造原価キャッシュ・フロー計画表				単位：千円	
	見積		実績		摘要
	IN	OUT	IN	OUT	
1 原材料費					
(1)直接材料仕入高	4,000				
(2)間接材料仕入高	160				
※原材料在庫高	1,000				現金の支出無
材料費合計	5,160				
2 労務費					
(1)設計部門賃金	10				CAM
(2)製造部門賃金	100				Cライン2名
(3)経理・総務管理給料	80				システム管理料
労務費合計	190				
3 経費					
(1)電力料・水道料	100				按分 (Cライン)
(2)減価償却費	165				
(3)梱包費・運送料	40				
(4)その他の経費	35				
経費合計	340				
製品製造原価	5,690				ロット@¥2,845
受注販売金額	9,500				マークアップ率設定

出所：著者作成

図表5 簡易実績キャッシュ・フロー計算書Bのひな型例

実績簡易キャッシュ・フロー計算書 [直接法による表示]			単位：千円
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 営業収入	9,500	c-5567-1101-c 図表4から	
2 原材料費支出	△4,160	仕入先k社掛取引, 原材料在庫有	
3 人件費支出	△ 190	2名配置	
4 その他の支出	△ 175	電力料, 水道料, 減価償却費等按分	
計	4,975		
(営業活動によるキャッシュ・フロー) = FCF : ¥4,975,000			
※ 投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの部は割愛する			

出所：著者作成

図表6 製造原価キャッシュ・フロー計画表Cのひな型例

発注日	2021/09/01	備考1	備考2
受注先	(株)ソニーエンターテイメント	支払条件：約手	てん末：11/01
発注量 (ロット)	20,000		
受注請負金額	¥9,500,000	図表4から	
納期	2021/11/01	リードタイム	2ヵ月：CCC
工場MAP	Cライン工程	着手 09/05	
製造担当コード	F301/G522	2名	
製造指図書NO.	s-5567-1101-c	原材料在庫あり	

出所：筆者作成

内トップメーカーである（帝国データバンク 2021）。かつて、大手自動車メーカーや大手オーディオ機器メーカーから部品の受注により約 40 億円超の売上高を誇っていたものの、得意先の発注が海外生産拠点に移行したことに等に伴い、2008 年から慢性的な赤字体質が 6 年ほど続き、この間代表取締役が 4 人も変わるなどしたが、業績は回復せず、倒産の危機に瀕した経過がある。このことに関して、日刊工業新聞（2016.11.30 付、トピックス）は、「破綻寸前からの再起。満身創痕の金型メーカーが営業利益率 10% へ至るまで」という見出しで記事を掲載し、復活の経営方法論は素形材産業のベンチマークになるとしている。

営業利益率の推移は、こうである。2006 年度は 5.2%、2007 年度は 10.0% を記録した。しかし、翌 2008 年度には▲ 28.5% に落ち込んだ。これをピークに以降 2013 年度から少しずつ回復したが赤字決算は 2013 年度まで続いた。2013 年に M 氏が代表取締役を務める O 社の 100% 出資の子会社となり、M 氏が出向、経営の立て直しの指揮を執った。わずか 1 年で 2% の営業利益率になり黒字に転じ業績回復、売上高は 2021 年度決算では 10 億円近くなり、営業利益率は 10% 前後を徹底して維持している。財務管理を中核として、製造工程の DX をはかり、数々の経営刷新が V 字回復の功を奏した。インタビュー聞き取り調査において、財務管理に関して M 氏への質問に対して、次のような趣旨の回答コメントをいただいた。

経営者は財務のプロでなければならない。弊社の社是、『感動技術』、『顧客第一主義』、『金型業界の風雲児』、そして『山形の伝道師』のもと、わが社だけでなく、山形県の産業経済の発展のために、多様な戦略を志向してきた。高い技術力を持ち、いくら収益力が高くても、その裏付けとなるキャッシュの裏付けがなければ始まらない。多くの取引銀行より、年間 4 億円

規模の短期・長期借入金の手厚い信用を受けながら、生産工程の AI システムの導入し徹底的な生産管理をはかり、工場内のデジタル化を自社開発した。昨年度は、従業員に対して初めて賞与を支給した。キャッシュ・フロー経営を目指し、“三方よし”の精神のもと、近い将来、現在の 20 倍の売上高、200 億円の売上高を目指していきたい、と。

以上、I 社の破たん寸前から再起、10 億円の売上高、10% の営業利益率を誇る高い収益性の実現へ至るまでの背後には、M 氏の財務管理戦略、とりわけキャッシュ・フロー会計情報の作成と活用を核とする様々な経営刷新があったことは紛れもない事実である。したがって、I 社を手掛かりとして考えるとき、この仮説は成立するものとする。

次に後段の仮説：取引銀行からの営業資金の借入に際してキャッシュ・フロー会計情報を提供することで、良好な信頼関係を築くとともに、リレーショナル・バンキングを実現することができる、とする仮説。

中小製造企業は、非製造業の企業に比べて、比較的自己資本比率が低い傾向にある。資本金が 1,000 万円以下の小規模事業の製造業は、なおさらである（中小企業庁 2021, II -10）。よって逆に言うと、取引銀行からの借入金依存度が比較的高いことになる。I 社の自己資本比率は 20% 前後であり、40 億円超の融資交渉は、多くの取引銀行と友好的コミュニケーションをとり、リレーショナル・バンキングを十分に活用できるような、財務管理強化の意識を経営者は持つ必要があったと、M 氏は語る。円滑な融資のために、貸借対照表・損益計算書・試算表等の提出に加えて、キャッシュ・フロー会計情報の提供も必要であるという。したがって、この仮説も I 社のケーススタディを見るならば成立すると考える。



## 7 おわりに

CFSの作成目的を考えると、大企業（上場企業）では株主・投資家の立場から見た必要性が強調されるが、こと中小製造企業では、管理会計の視点、すなわち経営者の立場から見た必要性が強調される。加えて、自己資本比率が非製造業に比して自己資本比率が比較的低く、金融機関からの借入金依存度は高い傾向にある。中小指針第88項の内容は、CFSの必要性・目的を経営者がキャッシュ・フローを的確に把握することと、取引銀行や仕入先との信頼関係の向上をはかるためにCFSを作成が望ましいとする。

本稿では、非製造業では利用されることがほとんどない製造原価報告書のひな型を、受注ロットごとに作成し、その実績を集計することで、簡易なCFSを作成するシステムを見てきた。しかも、繰り返しになるが、自社開発のExcelシートで経営者はもちろん、社員全員が可視化可能だ。通常は別々のことが多い、財務会計部門・生産管理部門・人事管理部門を統合してAIを活用する効率的な経営は、15%に及ぶ大幅なコストダウンにつながり、収益力を向上させ、財務安定力の維持等に大きく貢献する。I社のこうした生産管理と財務管理統合システムを基盤とした、キャッシュ・フロー会計情報の作成・活用の思考は、競合他社にも何らかの参考になるに違いない。しかし、本稿では、ある特定の製造業種の1社のみ、ケーススタディとして取り上げたが、同一業種でも高い収益力と高い財務安定力をもつ経営システムはケースバイケースであり、そのままの形で他企業に適合することはできない。ましてや、すべての中小製造企業の経営における財務管理は、多種多様であり、1つの事例が汎用性をもつわけではない。このことは本稿の限界であり、今後の課

題である。

(注)

- 1 訪問インタビュー聞き取り調査概要は、下記のとおりであった。
    - 調査期間 2021年6月～2022年9月
    - 調査方法 企業訪問による聞き取り調査（統一様式による調査票の記入形式）
    - 対象 山形県内の中小製造企業24社（資本金：1億円以下）
    - 質問事項 「貴社では、CFSを決算時に作成していますか」
    - 集計結果 必要ない(10)、関心がない(4)、第六感で十分(2)、作成が面倒(4)、作成方法不知(2)、資金繰り表のみ(7)、顧問税理士任せ(5)、ノーコメント(9)
- ※（）内は回答数、複数選択肢形式による。

### 【参考文献】

- 宇田川莊二．2018.『第四版 中小企業の財務分析』同友館：53-132.
- 岡部勝成．2021.「中小企業におけるキャッシュ・フロー会計のあり方－実態調査からの視座」『会計』119（3）：265-278.
- 加藤嘉之．2018.「中小会社向け会計基準におけるキャッシュ・フロー情報のあり方に関する研究」『会計学研究（名古屋経済大学）博士論文集』：3-99.
- 坂本孝司．2018.『中小企業の財務管理入門（第2版）』中央経済社：23-94.
- 西郷鎮廣・中野一豊．2012.「キャッシュ・フロー情報と企業価値に関する基礎的研究」『豊橋創造大学紀要』（16）：25-43.
- 佐藤信彦．2019.「中小企業会計研究の多様性 特集：日本における中小企業会計研究史」『会計』195（2）：40-54.
- 澁谷弘利．2005.『受注生産勝利の方程式』ダイヤモンド社：13-106.
- 田宮治雄．1999.『なぜ作る・何に使うキャッシュ・フロー計算書』中央経済社：12-51.
- 中小企業庁．2004.「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果」

中小企業庁：1-22.

中小企業庁．2021.『中小企業白書』第2部第1章第1節「中小企業の財務基盤，収益構造と財務分析の重要性」中小企業庁：II-2-23.

日本税理士会連合会．2013.『中小企業の会計に関する指針ガイドブック』清文社：292-294.

牧田正裕．2002.『会計制度とキャッシュ・フロー アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の制度化プロセス』文理閣：59-170.

松田修．2020.『資金繰りとキャッシュ・フロー』税務研究会出版局：2-121.

望月信幸．2019.「中小企業会計情報と企業経営」『會計』195（2）：79-201.

山口直也．2019.「燕三条・大田区・東大阪地域の中小企業における管理会計実践に関する実態調査」水野一郎編著『中小企業管理会計の理論と実践』中央経済社：228-286.

山本清尊．2019.「中小企業における同業者比較を活用した管理会計」水野一郎編著『中小企業管理会計の理論と実践』中央経済社：82-91.

山本誉．2021.『手元資金を増やす中小企業の経営改善の進め方』中央経済社：1-104.

渡邊圭．2015.「中小企業会計基準の検討課題－キャッシュ・フロー情報を中心として」『千葉商科大学論叢』53（1）：301-311.

我妻芳徳．2021.『5W1H思考で学ぶキャッシュ・フロー計算書』神戸新聞総合印刷：25-61，90-97，188-218.

新聞・広報誌記事.「日刊工業新聞」：2016.11.29.30; 「山形コミュニティ新聞」：2022.1.28; 「日本経済新聞」：2022.2.8; 山形県広報誌「県民のあゆみ」：2021.1.1.

#### 【参考 URL】

帝国データバンク．2021.「TDB 企業情報サーチ web 有料コンテンツ」([https://www.tdb.co.jp/serviceinfo/tcs\\_about.html](https://www.tdb.co.jp/serviceinfo/tcs_about.html)).

日本公認会計士協会．2004.「中小企業のためのキャッシュ・フロー計算書作成シート並びに経営計画書作成シートの改定について」([https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_314html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/post_314html)).

#### 【謝辞】

本稿は，第10回中小企業会計学会全国研究大会（於：明治大学）にて，自由論題として報告した研究内容を加筆・修正したものである。

同学会報告では，多くの先生方から拙い研究内容に対して貴重な質問，助言をいただいた。とくに，本学会の会長，河崎照行先生（甲南大学名誉教授）をはじめ，本大会の準備委員会委員長，本橋正美先生（明治大学教授），司会の水野一郎先生（関西大学教授），フロアーからご質問いただいた高砂昭宏先生（税理士）に，この場を借りて深く感謝申し上げます。また，2名の匿名の査読者の先生より，本論文の改善に資する貴重なご助言をいただいた。あわせて感謝の意を表する。

# 中小企業会計計算書類の信頼性保証の一考察

## —取締役保証書を基礎にした会計調査人調査案を中心として—

宮 下 仁 志 (税理士)

**論文要旨** 中小企業会計計算書類にとって、これからの重要な課題とされるのが、計算書類の信頼性をいかに保証するかという問題である。この問題について、かつて、法務省民事局参事官室から「会計調査人調査案」(「限定監査」を強制する会計調査人による調査)が提案されたことがあった。提案当時、賛否両論の激論が展開されたものの、会計調査人が法制度として実現することはなかった。ところが、近年、中小企業会計計算書類の信頼性保証の制度化の再検討が模索されはじめた。

現在、会計調査人調査案に関する研究は、1986年の「商法・有限会社法改正試案」(以下「改正試案」とする。)を中心に展開され、「改正試案」後の内容につき詳細に研究したものは少ない。とりわけ、「改正試案」発表後1989年5月に設置された「調査問題検討研究会」で検討された3つの案のうち、第2案の取締役保証書(仮称)を基礎に会計調査人調査を実施する、監査とは異なるものと位置づけて調査を実施する方法を詳細に提示している研究は皆無に等しい。ゆえに、本稿は、取締役保証書(仮称)を基礎に会計調査人調査を実施する案を明示し世に知らしめるために書いたものである。本稿の目的は、世に紹介しきれていない取締役保証書(仮称)を基礎に会計調査人調査を実施する案を明示することである。

**キーワード** 会計調査人、取締役保証書、調査問題検討研究会

## 1 はじめに

本稿の研究対象は、わが国において、かつて中小企業会計計算書類の信頼性保証に対し活発に議論はされたものの、ついに制度化されることのなかった会計調査人調査案である。

本稿の研究目的は、会計調査人調査案のうち、とりわけ、「改正試案」発表後1989年5月に設置された「調査問題検討研究会」で検討された3つの案のうち、第2案の取締役保証書(仮称)を基礎に会計調査人調査を実施する、監査とは

異なるものと位置づけて調査を実施する方法を明示することにある。この事実の明示が、中小企業の成長・発展に資することこそが本稿のねらいである。

上記を議論するにあたり、本稿は、外部専門家による中小企業会計計算書類に対する信頼性保証のため、かつて、法務省民事局参事官室から提案された「会計調査人調査案」(「限定監査」を強制する会計調査人による調査)について研究を行った。議論の枠組みとしてまずは第2節において、会計調査人調査案の経緯を「図表1 会計調査人調査案の経緯」を用いて検討課題

※本稿は査読済み論文です(2023年4月15日決定)。

を明らかにする。第3節においては、時系列表で提示された「改正試案」を示し、その後最終的に調査問題検討研究会で残った3つの案を明示した。前節で提示した3つの案のなかで、とりわけ、第2案である取締役保証書を基礎に会計調査人調査を実施する案を中心に第4節では議論を展開する。第4節では「図表2 取締役保証書」および「図表3 調査報告書」を用いて監査とは異なるものと位置づけて調査を実施する方法を明示することが本稿のねらいである。

## 2 経緯

会計調査人調査案は、そもそも会社区分の問題に端を発しているが、従来から会社法(旧商法)のなかで大小会社の区分の問題が残っていることと、これと併せて有限責任に関する問題が存在していることが指摘されていた。1984年5月9日に法務省民事局参事官室から出された「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点<sup>1)</sup>」が、中小企業会計計算書類の信頼性保証の嚆矢とされる。このなかでは、最低資本金の決定、取締役の責任強化、登記所での計算書類の公開といった提案がされているが、いずれも問題点が存在した。最低資本金というのは初めに乗り越えるべきハードルにすぎない。取締役の責任はいわば会社が倒産した後の出口の問題にすぎない。さらに重要となるのは、登記所での計算書類の公開に際して、公開する計算書類の信頼性という肝心の中身が問題になる。そこで、この「最後の点を満足させるための切実な要請として提案されたのが専門家による監査あるいは調査の問題」(武田ほか1989b, 88)であった。「専門家による監査、あるいは調査の問題」(武田ほか1989b, 88-89)については、次のような経緯を辿っている。

「この問題は抽象的にそうした『監査』が可能かを論ずるよりも、具体的な手続きとしてど

のようなものが可能かという点が特に重要で  
す。税理士会はいち早くこれに対応しまして、当初近畿税理士会案が出され、それを受けて1985年2月19日に、日税連の商法対策特別委員会の第1次検討資料が公表されました。その後、1985年11月13日に、商法部会で審議をするための前段階的な研究検討のために、商法監査問題研究会が早稲田大学の  
新井清光教授を座長として発足しまして、1986年2月26日に報告書が商法部会会長あてに提出されております。この報告書によって具体的な問題点がかなり明らかになったと思います。この報告書が出される直前、1986年2月3日に、日税連の第2次検討資料が公表されております。その直後、5月15日に参事官室から『商法・有限会社法改正試案』が公表されました。その後、商法部会では具体的な項目について検討し、意見照会の取りまとめを行ってきたわけ  
です。そして、1989年に入っていよいよ『計算・公開』の問題を詰めなければならないという段階になってまいりまして、1989年5月17日に早稲田大学の酒巻俊雄教授を座長とする調査問題検討研究会が発足し」(武田ほか1989b, 88-89)、会計調査人調査案の最終的な検討が行われた。調査問題検討研究会においては、最終的に調査案として3つの案が残る議論が行われた。以下に会計調査人調査案についての議論の推移を時系列で表したものを「図表1 会計調査人調査案の経緯」として示す。

## 3 先行研究

前節で示した経緯をもとに、会計調査人調査案を整理し議論の対象を絞ると、「改正試案」の内容と調査問題検討研究会の検討内容を明らかにする必要がある。「改正試案」の内容と会計調査人調査案の先行研究とを次項「3.1 「改正試案」と会計調査人調査案のフレームワーク」

図表1 会計調査人調査案の経緯

西暦		略称他
1974年10月	「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」	「特例法」1974年改正商法
1974年10月	「商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」	「整理法」1974年改正商法
1981年6月	「商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」	「整理法」1981年改正商法
1982年4月	「商法改正」	「特例法」1982年改正商法
1983年1月	大小会社の起点 稲葉法務省参事官の私案	
1984年5月	法務省民事局参事官室公表	「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」
1985年2月	日税連 商法対策特別委員会	第1次検討資料
1985年11月	商法監査問題研究会が新井清光を座長として発足	
1986年2月	日税連 商法対策特別委員会	第2次検討資料
1986年2月	商法監査問題研究会 報告書 商法部会あてに提出	
1986年4月	商法監査問題研究会 報告書 公表	新井清光座長
1986年5月	法務省民事局参事官室公表	「商法・有限会社法改正試案」略称「改正試案」
1989年4月	日税連 商法対策委員会	第3次検討資料
1989年5月	調査問題検討研究会が酒巻俊雄を座長として発足	武田隆二・脇田良一・佐藤裕志・南光雄・神田秀樹・前田庸・酒巻俊雄
1990年		商法改正

出所：筆者作成

にて表し、調査問題検討研究会の討議結果として残った3つの案を「3.2 調査問題検討研究会」にて表す。

### 3.1 「改正試案」と会計調査人調査案の

#### フレームワーク

1986年5月15日法務省民事局参事官室より「商法・有限会社法試案」が公表された。ここでは、会計調査人による調査について以下の提案がされた。

- ① 株式会社で会計監査人の監査を受けないものは、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。ただし、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満のものは、調査を省略することができる。
- ② 一定の基準（例えば資本金1億円以上又は負債総額10億円以上。）に該当する

有限会社で会計監査人の監査を受けないものは、会計調査人の調査を受けなければならない。

- ③ 会計調査人による調査は、『会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか』（商法33条2項参照）を報告することを目的とする。

③には、注が付されていた<sup>2</sup>。さらに、「④ 会計調査人の基本的な資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。」とし、④には注が付されていた<sup>3</sup>。「改正試案」の内容を要点的に示したものが会計調査人調査案のフレームワークである。

- (1) 「『調査の目的』は、計算書類が『相当の会計帳簿』に基づいているかどうかを報告することにあること（調査目的としての会計帳簿の相当性）。この点で、会計調査人

の調査の目的は、会計監査人の『監査の目的』（財務諸表の適正性）とは異なっている。

(2) 調査の目的を充足するためには、次の3つの検証行為が必要とされること。

① 相当の会計組織（帳簿の備え付け、確実な記帳の仕組み）が備わっていることを確認すること（会計組織の整備状況の検証）

② 期末における財産（資産・負債）の実在性・網羅性・価額の妥当性（貸借対照表項目）、および期中における取引事実等の対応（損益計算書項目）が一応認められるかどうかを吟味すること（事実と記録との照応性の検証）

③ 会計帳簿と計算書類との間に重要な不一致がないかどうかを確認すること（記録と文書との照応性の検証）

(3) 調査における『心証の程度』は、『一応の確からしさ<sup>4</sup>]であり、会計監査人監査（正規の監査）における心証の程度よりも低い程度のものでよいこと。その場合、次の2つが要請される。

① 会計調査人は専門家としての注意義務をもって調査方法を適用すること

② 調査の内容は調査方法の概要として明らかにすること

(4) 大企業と異なる中小企業の属性が、会計調査人調査の制約条件となっていること。そのため、中小企業の特質が監査対象（会計事実）、監査手続（会計処理の原則・手続）、監査結果（貸借対照表と損益計算書）のそれぞれの局面で、何らかの制約条件として作用することになる。その結果、中小企業に固有の属性が大会社監査と中小企業監査の質的差異をもたらすことになる」（武田 2000, 36-57；河崎 2016, 251-253；河崎 2022a, 59-60）。

### 3.2 調査問題検討研究会

「1989年5月に設置された『調査問題検討研究会』は、1986年『改正試案』の構想に基づく調査対象会社の範囲、そのために必要な会計調査人の数、会計調査人の供給源および適格者の認定の方法、調査の目的・対象・方法、具体的手順を示す調査基準・実施準則の可能性、調査の費用、会計調査人の責任等にわたって検討を加え、3つの案を提示した」（弥永 2022, 271；武田ほか 1989a, 4-32）。

「第1案は、調査の方法として、会社の会計帳簿が整いかつ確実に記帳する仕組みが備わっていることを確かめるための手続および会計帳簿記載の期中取引および期末財産に記載漏れおよび不実記載のないことを確かめるための手続（分析的手続、取締役等の説明の聴取、取締役からの陳述書を中心とするものであったが、預金については残高証明書との照合が要求され、必要と認められた場合には現金・受取手形の実査、売掛金の確認、棚卸資産の実地棚卸の立会、有形固定資産の視察を行うこととされていた）の実施を要求し、会計帳簿と取締役から提出された貸借対照表および損益計算書とを照合し、一致を確かめることを要求するものであった」（弥永 2022, 271）。

「第2案は、会計調査人による調査は、会計帳簿が整い、かつ、確実な記帳の仕組みが備わっていること、および、会計帳簿の記録と貸借対照表および損益計算書の記載との間に不一致がないことを確認し、報告するものであるとした上で、調査を監査と異なるものとして位置づけ、取引の実在性、財産の実在性、負債の網羅性、見積額の妥当性について取締役保証書（仮称）を徴求し、それを基礎に、期中記帳の調査の結果得られた記帳の信頼性の程度を考慮した上で、貸借対照表および損益計算書の項目の調査を実施するというものであった。すなわち、預金については残高証明書の入手・証書および通帳の

閲覧を行うとされていることを別とすれば、記帳の閲覧、証憑の通査、関係書類の検討その他分析的手続を行うほかは、担当者等に対する質問が想定されているにとどまり、取締役保証書の入手によって、実証手続を省くこととされていた。もっとも、取締役保証書の真否を確かめるため必要と認めた場合には、説明の聴取、実査、確認その他適宜の方法を適用して、調査するものとされていた<sup>5)</sup> (弥永 2022, 271-272)。

「第3案は、中小規模会社<sup>6)</sup>の(正規の)監査案であり、モデル会社についての監査計画概要を示したものであった。すなわち、監査基準、監査実施準則および監査報告準則に準拠して監査を行うものであり、会計監査人による監査と実質的に等しいものと位置づける一方で、中小会社の特性を反映して、財務諸表項目の監査のうち、特に貸借対照表項目の残高の妥当性の検証に重点を置き、損益計算書項目および取引記録の監査については最低限必要と考える程度に止めたものであった。また、取引記録の監査においては、会社の財務データの分析的検討により、異常値の有無を確かめ、監査手続の適用の効率化を図り、会社の取引記録に対する信頼性の程度に関する心証をできるだけ短時間で得られるよう努めるとされていた」(弥永 2022, 272)。

## 4 取締役保証書

本節では、調査問題検討研究会において、武田隆二氏の強く推奨した監査制度とは異なるものとして位置づけられる会計調査人調査案の第2案である取締役保証書を基礎に調査を実施する案について明示する。取締役保証書を基礎に会計調査人が調査を実施する案は、端的には、調査という監査とは異なる手法を、取締役保証書という形式を用いて区切り、中小会社という固有の特性から生ずる制約条件の環境に合わせ

て適応させようと試みたものである。

まず、会計調査人による調査は監査と異なる性格のものとして位置づけ、商法32条、33条を根拠とする「会社の計算の相当性」について、「一応の確からしさ」を確認する手続きとして性格づけている。会計調査人による調査は、取締役保証書を基礎として行われる「会計帳簿の記載の相当性」(武田ほか 1989a, 13)について吟味する手続きである点に特徴がある。

そもそも取締役保証書を取締役から徴収することを基礎とする会計調査人調査案の本質的な意味合いは、中小会社の経理能力の低さをどの程度補えるのか、という着眼点に始まるものである。つまり会社法上監査役は、職務上の立場から会社または子会社の取締役または使用人であってはならない(会社法335条監査役の資格等)。実際、中小会社は専任の監査役に十分なだけの事務量がなく、非常勤の監査役としての適任者を求めなければならない。しかし中小会社では、そのような適任者を得ることが困難である。「これが、専門家『監査』の導入をはかるゆえん」(稲葉 1984, 173-174)であり、補っていかなければならない箇所である。

会計調査人調査案は取締役保証書が極めて重要な箇所である。「図表2 取締役保証書」にてその内容を確認する。中身は2つの部分から成立しており、1つは包括的保証を担当する部分、もう1つは個別的保証を記載する部分である。前者は、取引や財産が漏れなく会計帳簿に記載され、事実と反するものがないということを包括的に保証する内容のものであり、後者は、会計調査人からの質問に対する回答について誤りが無いことを個別的に保証する内容のものである。そして、これらの内容につき、会計調査人が調査の実施過程で真否を確かめるため必要と認めた場合には、取締役および使用人から説明を聴取するほか、関連する資料の提出を求め、あるいは実査・立

図表2 取締役保証書

取締役保証書（仮称）	
××年×月×日	
会計調査人	
_____ 殿	
	〇〇株式会社 代表取締役 （記名押印）
第××期営業年度末における会社の財産および当該営業年度に属する取引その他会社の財産に影響を及ぼす事項は、漏れなく会計帳簿に記載され、また、事実と反するものはないことを、保証します。	
下記の事項については、会計調査人から質問を受けましたが、回答した内容について誤りがないことを保証します。	
(1) _____	
(2) _____	

取締役保証書で担保される範囲

I 取引の実在性

販売取引、仕入取引等の外部取引に伴う証憑等書類の完全性

II 財産の実在性・網羅性

(1) 「実査」または「立合」が必要とされる項目

①現金、②保有手形、③有価証券、④棚卸資産

(2) 「確認」が必要とされる項目

〔資産項目〕

①預金、②他に保管されている手形、③手形債権一般（必要と認めた場合には手形債務者に対して「確認」を行う）、

④売掛金、⑤貸付金、⑥他に保管されている有価証券、⑦倉庫業者等に保管されている棚卸資産

〔負債項目〕

⑧借入金、⑨保証債務

(3) 計上の網羅性について「質問」を要する項目—借入金、偶発債務

III 見積値の妥当性

(1) 回収可能性—手形債権、売掛金等の金銭債権

(2) 評価損—有価証券、棚卸資産

上記の事項は「正規の監査」で求められている手続等ではありますが、「調査実施準則」では省かれているものです。

出所：武田他（1989a）、37

会・確認等の実証的検討をも行うということが、この会計調査人調査案の前提になっている。

ここで、会計調査人調査案を実際に適用した場合の結果が一体どんな形になるのかということ、「図表3 調査報告書」にて確認する。まず「調査の概要」は、ここでは取締役保証書を徴収した上で調査が実施されるという、いわゆ

る調査の前提がうたわれている。そして取締役保証書を基礎として、次の2つの点について調査を行うこととなる。これが「調査の範囲」を画定している。(1)は、「会計帳簿の相当性」についての調査である。(2)は、「会計帳簿記載の相当性」についての調査である。したがって(1)の方は、会計組織のフレームワークつまりハー



図表3 調査報告書

調査報告書	
○○○○株式会社 代表取締役 _____ 殿	××年×月×日
会計調査人 (資格) (記名押印)	
<p>[調査の概要]</p> <p>私は、○○○○株式会社の第××期営業年度について、取締役より会計帳簿の記載漏れおよび不実記載がない旨の取締役保証書〔仮称〕を徴収し、それを基礎として、下記の点についての調査を行いました。○○については、必要を認め、（実査・立会・確認）の手续をとりました。</p> <p>(1)会計帳簿が整い、かつ、確実な記帳の仕組みが備わっていること。</p> <p>(2)会計帳簿の記載と貸借対照表および損益計算書の記載との間に不一致がないこと。</p> <p>[調査の結果]</p> <p>取締役保証書〔仮称〕を基礎とした上記調査の結果、とくに問題はないと認めました。</p> <p>[利害関係]</p> <p>私は、会社の××期営業年度において、会計帳簿の記帳の代行、計算書類の作成および税務業務を行いました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

出所：武田他（1989a），36

ドな側面についての調査，(2)の方は，内容，つまりソフトな側面についての調査である。

「調査の結果」については、「取締役保証書を基礎とした上記調査の結果，とくに問題はないと認めました」と記載されているが，この「問題はない」という文言の趣旨は，それに続く「調査実施準則の総論の(1)に『会計調査人が行う調査は，会社の計算の相当性を調査し，その結果を報告するために実施する』とありますので，この『会社の計算の相当性』に関して特に問題は認められなかったという趣旨」（武田ほか1989a，13）に解されている。

なお，この構想において「調査」とは「監査」と異なる性格のものであるということが強調されている。つまり，正規の監査は大会社監査についてのものであるが，中小会社「監査」につ

いては，中小会社という固有の特性から生ずる制約条件があるために，正規の監査と異なる「調査」という位置づけが与えられる必要が生じる。

会計調査人調査制度の必要性という点では，従来，監査という問題は，主として株式会社の場合は株主のために行われるという面が強い。「ただ，中小会社の場合は主要な株主と経営者が一体的な関係にあつて，資本と経営の分離が十分行き届いていないという面から，株主のためという目的が薄らいでいるわけです。そこで，特に債権者だけでなく，財貨関係を通じての一般消費者，あるいは環境関係を通じての地域住民も，潜在的な債権者というように取りまとめて，それらの方々のために必要な計算の現実性が要求されるにいたっていると理解します」（武田ほか1989b，92）。

なお、この会計調査人調査案は、「できるだけわが国の風土的な条件<sup>7</sup>に照らして、制度化しやすい内容とすることを狙いとして考えられたもの」(武田ほか1989a, 13)である。

わが国の風土的な条件を中小会社にあてはめてみると、「依然として確定決算主義が基本となっており、『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』を出し、『一般に公正妥当と認められるその他の企業会計の慣行』(中小企業会計基準)を経由して、企業利益計算(計算書類)から課税所得計算(納税申告書)に至るループが、わが国の中小企業会計の文化的制度」(河崎2016, 6)を形成している。この点、国際会計に準拠しなければならない公開企業とは、明らかに異なっている。確定決算主義で表される中小企業会計の経理能力の低さが、取締役保証書を徴収する考え方につながっているのである。

会計調査人調査案においては、「中小会社の計算の明確性を担保するための方法として最小限の規定を設定し、必要に応じて手続を追加していくという構想が根底にあります」(武田ほか1989a, 13)。手続を追加してくると最終的に正規監査と同じものになるのではないかという疑問が表出するが、この点については決して一致しないといえる。なぜならば、やはり大会社と中小会社というのは性格が非常に違う面があり、特に中小会社に固有の制約条件があるために、大会社を前提とした正規監査とは最終的に一致しない「調査」となるわけである。

そこで、どのような点が大会社と異なる中小会社固有の制約条件かという2つある。

- ① 中小会社という特性から監査対象そのものが限定されてくる。
- ② 監査手続の制約から監査対象が限定される。

まず、①をもう少し敷衍すると、中小会社の特性として経営者と資本主が一致している関係が散見される。「いわゆる、『経営者イコール出

資者』支配といったようなものがあるために、管理自体が経営者の恣意性ないし主観性に左右される面」(武田ほか1989a, 14)が少なからず存在する。これでは、株主のために経営者の経営行為を検証するという本質を有する商法監査が成り立たない。これが正規監査と一致しない大事なポイントとなる。

さらに、「同じく経営者と出資者が一致しているという関係が成り立つところから、本来内部統制は必要とされない体質ないし内部統制が十分機能しない体質を持っているという点」(武田ほか1989a, 14)がある。さらに挙げるとすれば、大会社に比べて経理能力の水準が低いという点である。

上記①敷衍内容の2点から監査対象が限定される。つまり、取引に係る証拠資料の網羅性とか正確性の検証に問題が起こり、財産の実在性、網羅性の検証にも問題が起こる。②は、監査手続の限定から監査対象そのものが限定されてくる中小会社固有の制約条件をさす。

上述のまとめとして、会計調査人調査案についての要点を下記に示す(武田ほか1989a, 35)。

- (1) 会計調査人による調査制度は、監査制度とは異なるものとして位置づける。
- (2) 会計調査人による調査制度は、会計専門家が会社の計算のレビューを行うものとして商法上「有意」なものでなければならない。
- (3) 会計調査人による調査は、取締役保証書〔仮称〕を基礎として、調査実施準則に従い、実査・立会・確認が行われる。
- (4) 取締役保証書〔仮称〕については、商法266条ノ3第2項を適用する。

本稿は、かつて筆者自身の研究論文において、実務家の視座から税理士法第33条の2第1項に規定する書面添付制度(以下、書面添付制度)について消極的な利用にとどまっている原因を検討したことに端を発している。過去の研究に

において書面添付制度が消極的な利用にとどまる原因は「会計基礎資料である主要簿等および原始証憑類等と税務申告のリンクの弱さ」（宮下2019, 77）という結論を得て今日に至るが、研究を進めた結果、書面添付制度について消極的な利用にとどまっている本質的な原因は、中小企業会計計算書類の信頼性保証に起因するものとの見解に至った。中小企業会計計算書類の信頼性保証の研究を進めた結果、取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案を掘り下げて研究するに至ったのである。

続いて、取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案を取り上げた理由は次のとおりである。

- ① 会社法は、株主及び債権者保護を目的として配当可能利益の算定を行うことを一義としている。しかし中小会社（主に株式譲渡制限会社である中小会社を指す）においては、株主と経営者が同一及び所有と経営の未分離という面から監査の必要性が極めて乏しい状態であること。
- ② ①の中小会社のケースでは、監査役監査の形骸化が散見される。
- ③ さらに①の中小会社のケースでは、経理能力の低さが目立ち、そのことがそのまま内部統制の未整備に繋がっている。

上記の環境にある中小会社を会社法の範疇で、監査とは異なるものと位置づけて専門家による調査を実施するという、いわば中小企業会計計算書類の信頼性保証、さらには中小会社の経理能力のボトムアップを模索した案である点こそが、本稿が当該案を取り上げた根拠である。

現在の中小企業会計計算書類に合わせて本稿で取り上げた取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案を考察した場合、中小企業環境変化（中小企業会計計算書類の信頼性保証が必要とされる経済的理由）をみていく必要がある。日本経済新聞によると、2022

年11月1日、中小企業向け融資で経営者が個人で背負う「経営者保証」の慣行が見直された。金融庁が2022年11月1日発表した監督指針改正案は金融機関に対し、経営者個人に信用保証を負ってもらう場合は具体的な理由を説明するよう義務づける内容で、事実上、制限を加える規制である。経営者保証の慣行は高度成長期に確立された。間接金融主体の日本は、銀行がリスクをとり、起業や事業拡大する際の融資手段として定着した。『『資金調達形態の変化』は、従来の『土地担保融資＋経営者個人保証』を重視した間接金融から『中小企業の業績評価』を重視した間接金融への移行を内容とするものであり、それへの対応として、中小企業の『信用リスク』の評価が重要な課題とされた。これらのリスク評価のための有力な方途が、適切な会計に基づいた計算書類のディスクロージャーであり、それにより取引先や金融機関から信頼を得ていくことが、中小企業にとって一層重要とされた」（河崎2016, 15）。

上述のとおり中小会社を取り巻く環境の変化は、確かに存在するが、一足飛びに中小会社の業績評価のみによる信頼性保証は難しいといえる。業績評価の基となる中小企業会計計算書類の信頼性がまだまだ足りないからである。現在の金融機関の中小会社に対する経営者個人保証の是正は、30年前に唱えられた取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案が会社法上（当時は、商法）明文化されていけば、何もここまで遅きになることはないのではなからうか、という疑問が本稿を書くにあたっての契機である。取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案が30年前に会社法上に規定されていたならば、中小企業会計計算書類における信頼性保証のベースアップが、今日よりも醸成されていたと見込まれるのである。やはり、取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案を再考するこ

とは、中小企業会計計算書類の信頼性保証を研究するうえで有効な一手なのではなかろうか。

こうした現況を鑑み、実務的な視座のもと、中小企業会計計算書類の信頼性保証に資するとされる提案を以下に大胆に行いたい。それは、現行で行われている書面添付制度と本稿で考察した取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案を組み合わせる案である。すなわち、税理士の保証（書面添付制度）と経営者の保証（取締役保証書）のダブルの保証がわが国の現況に合致しているのではないかという案である。

## 5 おわりに

会計調査人調査案の研究が中小企業会計計算書類の信頼性保証の観点から再び活発に行われているなか、「改正試案」発表と同時に1989年5月に設置された「調査問題検討研究会」で検討された3つの案のうち、とりわけ、第2案の取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する、監査とは異なるものと位置づけて調査を実施する方法を詳細に提示している研究は少ない。ゆえに、本稿は、取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案があったという事実を明示するために書いたものである。本稿の目的は、世に紹介しきれていない取締役保証書（仮称）を基礎に会計調査人調査を実施する案を明示することである。

(注)

- 1 なお、提案文書は1983年1月、当時の稲葉法務省参事官の私案を原案としている。
- 2 「1 付属明細書をも調査の対象とすることについては、なお検討する。  
2 調査においては、相当の会計組織（帳簿の備付け、確実な記帳の仕組み）が備わっていることを確認し（商法33条1項参照）、

会計帳簿の記載について期末における財産（資産及び債務）の実在性と網羅性（貸借対照表項目）並びに期中における取引事実等との対応（損益計算書項目）が一応認められるかどうか（帳簿における資産・債務・取引事実等に関する記録としての相当性）を吟味し（商法33条1項参照）、会計帳簿と貸借対照表及び損益計算書の記載との間に重要な不一致がないことを確認する。

- 3 調査に当たっては、突合（照合）、説明の聴取（質問）のほか、陳述書の徴収、実査、立会、確認その他適宜の方法を用いることができる（会計帳簿・書類の閲覧謄写をする権利及び会計に関する報告を求める権利（商法特例法22条2項）並びに会社の業務及び財産の状況の調査権（同条3項）を認める）。
- 4 調査人は、調査を通じて商法に則した会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうかについての一応の検証をすべき相当の注意義務を負う。この場合における心証の程度については、『正規の監査』より低く『一応の確からしさ』でよいものとし、実際の調査の程度は、調査人がその注意義務に従って判断し（調査の基準の確立については、なお検討する）、その内容は、『調査の方法の概要』として明らかにする。
- 5 報告書には、調査の方法の概要、調査人の資格（会社の他の会計事務、例えば税務、財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行等をしたときはその旨をも）を記載し、その開示は、監査報告書と同様に扱う（2（注）1参照）。
- 6 会計帳簿及び貸借対照表等の作成等に当たたる場合の責任については、なお検討する。この場合においても、調査人は、少なくとも記帳の基礎となる原始記録の作成に関与することはできない。
- 7 監査役監査との関係、監査役の監査報告書の記載（商法281条ノ3第2項）との調査（cの報告を消極的表現、例えば行った

調査によれば指摘すべき事項は見当たらない等にする事の可否)、「監査ではない」旨の表示をするかどうか、過渡的に無条件の意見差し控えを認めるものとするかどうか等については、なお検討する。」

- 3 「1 調査人としてふさわしい会計知識・経験をもつ者の範囲を画する方法(例えば試験)については、新しい法律上の資格を設定することを含めて、なお検討する。
- 2 調査人は、取締役又は使用人を兼ねることはできない(商法 276 条参照)。親族関係による資格制限についても監査役と同じ(二 16 参照)。
- 3 調査人として不相当な行為があった場合の資格上の責任追及の方策の確立については、なお検討する。」
- 4 改正試案 4 (注) 4 調査人は、調査を通じて商法に即した会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうかについての一応の検証をすべき相当の注意義務を負う。この場合における心証の程度については、「正規の監査」より「低く」「一応の確からしさ」でよいものとし、実際の調査の程度は、調査人がその注意義務に従って判断し(調査の基準の確立については、なお検討する。)、そうした内容は、「調査の方法の概要」として明らかにする。
- 5 調査内容によっては実査も伴う帳簿の検証行為(帳簿監査、場合によっては精査)が会計調査人調査案(第 2 案)には当然に含まれていることが要諦である。アウトプット監査と検証行為を伴う帳簿監査については今後の研究課題としていく。
- 6 改正試案で提案する中小規模の会社とは、資本金 3,000 万円または負債総額 3 億円の規模の会社であり、正規監査拡大案の監査案もこれを受けて構成している。
- 7 中小会社の文化圏は、大陸法系の商法典や大陸法に淵源をもつ確定決算主義をベースとする法人税法を基盤として成立するとする認識。武田隆二編著(2003)参照。

## 【参考文献】

- 新井清光. 1986. 「商法監査問題研究会の検討を終えて」『企業会計』38 (6) : 60-69.
- 稲葉威雄. 1985. 「大小会社区分立法・合併に関する問題点について—最低資本金、計算、外部監査を中心として—」別冊税経通信『限定監査試論—外部「監査」を考える』, 税務経理協会 : 161-178.
- 浦崎直浩編著. 2017. 『中小企業の会計監査制度の探求 特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版.
- 大谷禎男. 1987. 「商法改正作業の進捗状況について」『商事法務』(1119) : 30-40.
- 大谷禎男. 1990. 「改正商法の概要」『改正商法の概要・質疑応答(別冊商事法務 120 号)』 : 6-25.
- 河崎照行. 2016. 『最新中小企業会計論』中央経済社.
- 河崎照行. 2022a. 「計算書類の信頼性保証の制度化(その 1) —中小企業監査(会計調査人制度)の『これまで』」『TKC 会報』596 : 58-61.
- 河崎照行. 2022b. 「計算書類の信頼性保証の制度化(その 2) —中小企業監査(会計調査人制度)の『これから』」『TKC 会報』597 : 14-17.
- 北野弘久. 1997. 『税理士制度の研究』税務経理協会.
- 佐藤裕志. 1989. 「日税連の会計調査人調査基準作成の進捗状況」『商事法務』(1197) : 8-15.
- 酒巻俊雄. 1984a. 「中小会社と外部監査導入の問題点 [上]」『月刊会社法務』(5) : 21-23.
- 酒巻俊雄. 1984b. 「中小会社と外部監査導入の問題点 [下]」『月刊会社法務』(7) : 20-23.
- 武田隆二. 1985. 「第三部 限定監査試論」別冊税経通信『限定監査試論—外部「監査」を考える』, 税務経理協会 : 111-160.
- 武田隆二編著. 2000. 『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』清文社.
- 武田隆二編著. 2003. 『中小会社の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社.
- 武田隆二ほか. 1989a. 「座談会 商法改正問題における『調査』の検討状況」『商事法務』(1190) : 4-40.
- 武田隆二ほか. 1989b. 「会計調査人調査基準の概要とその問題点—日税連第三次検討資料をもとに」

- 
- 『税理』32(16):88-118.
- TKC 全国会創設 50 周年記念誌編集委員会. 2021. 『未来に繋ぐ職業会計人の使命と責任』TKC 出版.
- 林隆敏. 2019. 「中小企業における会計情報の信頼性確保: 理論, 制度及び実態」『商学論究』(関西学院大学) 66(4):413-434.
- 宮下仁志. 2019 「書面添付制度の実態研究」『中小企業会計研究』(5):69-80.
- 村山徳五郎. 1992. 「わが国監査制度の展開期一會計監査人監査制度構想の生成について」『現代監査』(3):46-56.
- 村山徳五郎. 1999. 「会計監査人と会計調査人」『ジュリスト』(1155):258-259.
- 弥永真生. 2022. 『中小企業会計とその保証』中央経済社.
- 【参考記事】**
- 日本経済新聞 2022 年 11 月 2 日 8 面 「経営者保証」制限 起業促す

\* \* \*

# 中小企業における SDGs 経営の課題と展望

川島 和 浩 (東北工業大学教授)

**論文要旨** SDGs の取組みを経営戦略に組み込んで実践する SDGs 経営においては、本業を通じた事業活動による利益の確保と地域社会の課題を解決する両利きの経営が求められている。中小機構が 2022 年 3 月に公表した「中小企業の SDGs 推進に関する実態調査—アンケート調査報告書—」では、SDGs に対する認知度が 86.0% に高まっているものの、理解度は 38.8% であり、実際に SDGs に取り組んでいる中小企業は僅か 11.6% であることを明らかにしている。最近では、環境省が 2018 年 7 月に公表した「ESG 金融懇談会提言」を契機に、地域金融機関に対して ESG 融資への取組みが要請されたことで、地域金融機関においては、中小企業に対する ESG 融資や中小企業が SDGs に取り組むための支援サービスに着手している。

本稿では、地域金融機関の事例として、中小企業の伴走者として SDGs 支援サービスを実践している七十七銀行を考察している。また、中小企業における SDGs 経営の実践事例として、電気・通信事業を営む中小企業 T 社を考察している。T 社は、家電に関する「住まいのおたすけ隊」事業を通じて地域密着型のエリア戦略を展開し、変動損益計算書を活用し、限界利益を把握しながら短期利益計画を策定している。そのうえで、社内の経営基本方針に対応する SDGs のターゲットを紐づけ、従業員に SDGs の取組みが浸透するしくみづくりをしている。さらには、DX の推進に向けて専門家を雇用し、組織内改革を含めた経営会計情報の統合化に取り組んでいる。中小企業において、SDGs 経営はビジネスチャンスを拡大する手段であり、その実践は避けて通ることができない喫緊の課題である。

**キーワード** SDGs 経営, 地域金融機関, SDGs 支援サービス, エリア戦略, 変動損益計算書

## 1 はじめに

わが国において、2010（平成 22）年 6 月 18 日に閣議決定された『中小企業憲章』では、その冒頭部分で、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」ことが謳われている。また、その基本理念では、「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす」ことが明記されている。このように、中小企業の役割は、地域経済の循環を促進させ、地域社

会の課題を解決しながら、そこで暮らす地域住民に安全・安心な生活を提供することにある。

本稿では、中小企業が持続可能な成長を遂げる手段として、2015 年 9 月に国連サミットで採択された SDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）に注目し、SDGs の取組みを経営戦略に組み込んで実践する SDGs 経営を考察している。SDGs 経営では、本業を通じた事業活動による利益の確保と地域社会の課題を解決する両利きの経営が求められている。しかしながら、中小企業が SDGs に取り組む場合、「何から始めたらいいいのか分から

ない」や「SDGsに取り組むメリットがあるのか」などが課題として挙げられている。独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）が2022年3月に公表した「中小企業のSDGs推進に関する実態調査—アンケート調査報告書—」では、SDGsに対する認知度が86.0%に高まっているものの、理解度は38.8%であり、実際にSDGsに取り組んでいる中小企業は僅か11.6%であることを明らかにしている。

そこで、本稿では、中小企業の伴走者としてSDGs支援サービスを実践している地域金融機関の事例として、七十七銀行を考察している。また、中小企業におけるSDGs経営の実践事例として、電気・通信事業を営む中小企業T社を考察している。T社は、家電に関する「住まいのおたすけ隊」事業を通じて地域密着型のエリア戦略を展開し、変動損益計算書を活用し、限界利益を把握しながら短期利益計画を策定している。そのうえで、社内の経営基本方針に対応するSDGsのターゲットを紐づけ、従業員にSDGsの取組みが浸透するしくみづくりを実行している。最後に、SDGs経営を実践している数少ない中小企業の事例から今後の課題と展望を考察している。

## 2 SDGs とは何か

SDGsは、2015年9月に開催された国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの具体的な行動計画である。SDGsは、先進国・途上国を問わず、2030年までに「誰ひとり取り残さない（no one will be left behind）」という社会の実現を目指すことに全世界が合意に達した目標である。SDGsを達成するためには、①経済、②社会、③環境という主要な3つの要素を調和させるこ

とが不可欠であり、そのために、17の目標と169のターゲットが設定されている。世界の各国政府はもちろんのこと、民間企業においても、SDGsの達成に向けた企業行動指針が策定されている。

わが国においても、大企業や中小企業を問わず、SDGsを実現するために、さまざまなアプローチが展開されている。しかし、企業規模が小さく、グローバルな事業活動を展開していない中小企業においては、SDGsの取組みに関して企業経営者等の理解が十分に醸成されていない。したがって、中小企業においては、事業活動を進めるうえでのSDGsの重要性を認識し、SDGsの取組みにおける裾野を広げていくことが大切である。自社の本業を通じて、地域社会の課題を解決できるか検討してみることが必要である。

## 3 SDGs 経営の実践に向けて

### 3.1 SDG Compass における5つのステップ

SDGsの取組みを経営戦略に組み込んで実践するSDGs経営においては、本業を通じた事業活動による利益の確保と地域社会の課題を解決する両利きの経営が求められている。SDGs経営を実践する場合、経営戦略の策定に際しては、GRI (Global Reporting Initiative)、国連グローバル・コンパクト (United Nations Global Compact) およびWBCSD (World Business Council for Sustainable Development；持続可能な開発のための世界経済人会議) が2015年12月に公表した「SDG Compass」のガイドラインが有用である（翌2016年にGCNJとIGESによる共同翻訳書が公表されている。）。

中小企業がSDGsに取り組む場合の論点としては、「何から始めたらいいのか分からない」や「SDGsに取り組むメリットがあるのか」などが挙げられている。しかし、SDGsは、取り



組めばメリットに、取り組まなければリスクになるといわれるほど、大企業や中小企業を問わず、企業経営においては重要な要素になっている。そのため、SDGs経営の実践に際しては、GRI等が公表したSDG Compassや経済産業省が2019年5月に公表した「SDGs経営ガイド」などを手がかりにすることが望ましい。

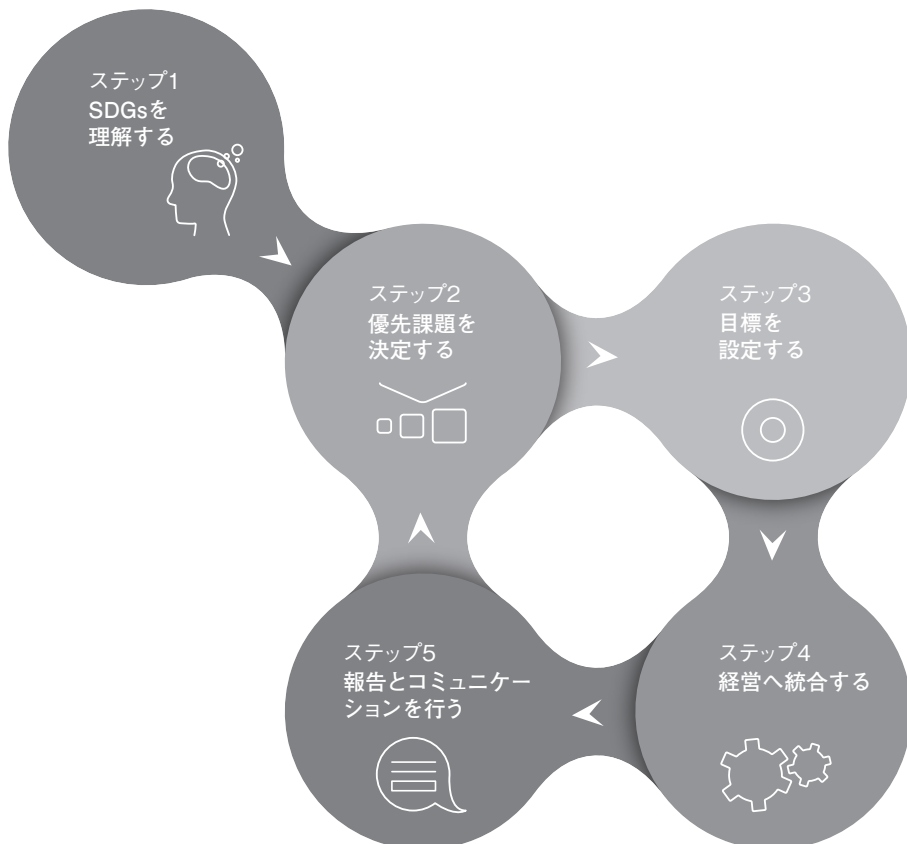
特に、SDGs経営の実践を推進するためには、SDG Compassを理解することが重要である。このSDG Compassでは、各企業の事業において、SDGsへの取組みがもたらす影響を解説するとともに、サステナビリティを企業の戦略の中心に据える手法や事例が示されている。

具体的には、企業がSDGsに積極的に取り組

むことができるように、次のような5つのステップを例示している。すなわち、ステップ1ではSDGsを理解する。ステップ2では優先課題を決定する。ステップ3では目標を設定する。この場合、①目標範囲を決定する、KPI（主要業績評価指標）を選択する、②ベースラインを設定し、目標タイプを選択する、③意欲度を設定する、④SDGsへのコミットメントを公表する。ステップ4では経営へ統合する。ステップ5では報告とコミュニケーションを行う、というものである。

上記のステップ2からステップ5までのプロセスについては、経営戦略のツールであるPDCAサイクルに合致するものであり、SDGs

図表1 SDG Compassにおける5つのステップ



出所：GRI等著，GCNJ・IGES共同翻訳（2016）

の取組みによる企業業績の影響度を測定することが可能となる（図表1参照）。

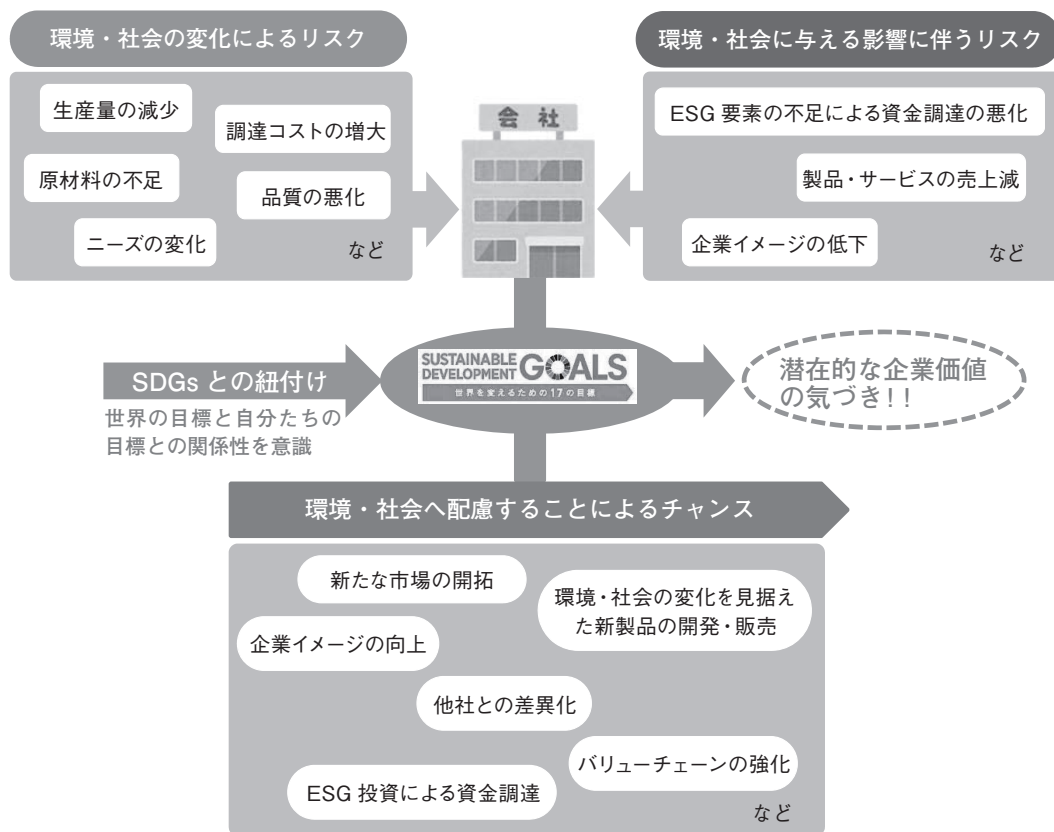
### 3.2 SDGsの取組みにおけるリスクと チャンスの識別

中小企業が自社の優先課題をSDGsの取組みに紐づけすることは、SDGsの取組みに対する従業員の理解度や意識づけを深める効果が期待されている。特に、企業経営における「リスク」と「チャンス」の識別に効果が発揮される。例えば、環境・社会の変化によるリスクとしては、生産量の減少、調達コストの拡大、ニーズの変化などが想定される。また、環境・社会に与える影響に伴うリスクとしては、製品・サービスの売上高の減少、企業イメージの低下などが想

定される。これに対して、環境・社会に配慮することによるチャンスとしては、新たな市場の開拓、環境・社会の変化を見据えた新商品の開発・販売などが想定される。このように、中小企業においては、自社の事業活動をSDGsの取組みに紐づけすることによって、全社的に、潜在的な企業価値に対する気づきや企業組織内の意識改革などを生み出す効果が高まる（図表2参照）。

環境省（2020）によると、SDGs経営の実践における企業価値が向上するものとして、次の4つを例示している。すなわち、①企業イメージの向上、②社会の課題への対応、③持続可能な経営を行う戦略、④新たな事業機会の創出である。特に、①企業イメージの向上では、

図表2 SDGsへの取組みにおけるリスクとチャンスの識別



出所：環境省（2020）

SDGs への取組みをアピールすることで、多くの人に「この会社は信用できる」、「この会社で働いてみたい」という印象を与え、多様性に富んだ人材確保につながるなど、企業にとってプラスの効果をもたらすことが示されている。また、④新たな事業機会の創出では、SDGs への取組みをきっかけとして、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までになかったイノベーションやパートナーシップを生むことにつながることが示されている。

#### 4 SDGs の取組みに関する実態調査結果

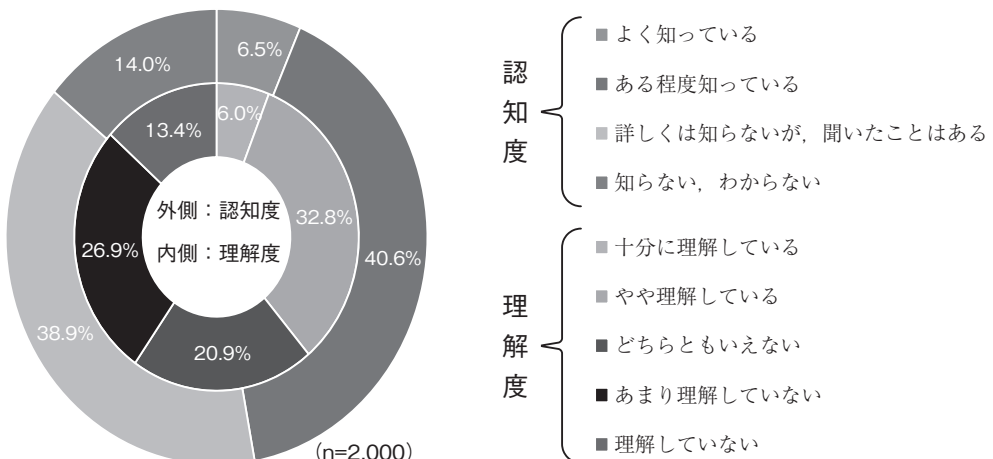
中小機構は、2022年3月に「中小企業のSDGs推進に関する実態調査—アンケート調査報告書—」を公表している。中小機構においては、SDGs への取組みが遅れている中小企業に対して、SDGs の取組み状況や意識を把握するとともにSDGs に取り組むための課題や期待する支援策を調査し、各支援機関や中小企業者等が今後の対応方針を検討するうえで必要となる基礎データの提供を目的としている。そのた

め、実態調査では、全国の中小企業経営者、経営幹部、個人事業主等 2,000 社（このうち、製造業 1,000 社、非製造業 1,000 社）を調査対象とし、2022年1月7日～14日の調査期間にわたり、Web アンケート調査が株式会社ネオマーケティングによって実施された。

アンケート調査結果では、中小企業のSDGs に対する認知度が 86.0% に達しているものの、SDGs に対する理解度をみると、「十分に理解している」(6.0%) と「やや理解している」(32.8%) の合計が 38.8% であり、4割を満たしていない。特に、この回答結果は、認知度において、「よく知っている」(6.5%) と「ある程度知っている」(40.6%) の合計 47.1% を下回っている。また、中小企業のSDGs に対する理解度のうち、「あまり理解していない」(26.9%) と「理解していない」(13.4%) の合計 40.3% をも下回っている。中小企業におけるSDGs の理解度を向上させる施策が必要である（図表3参照）。

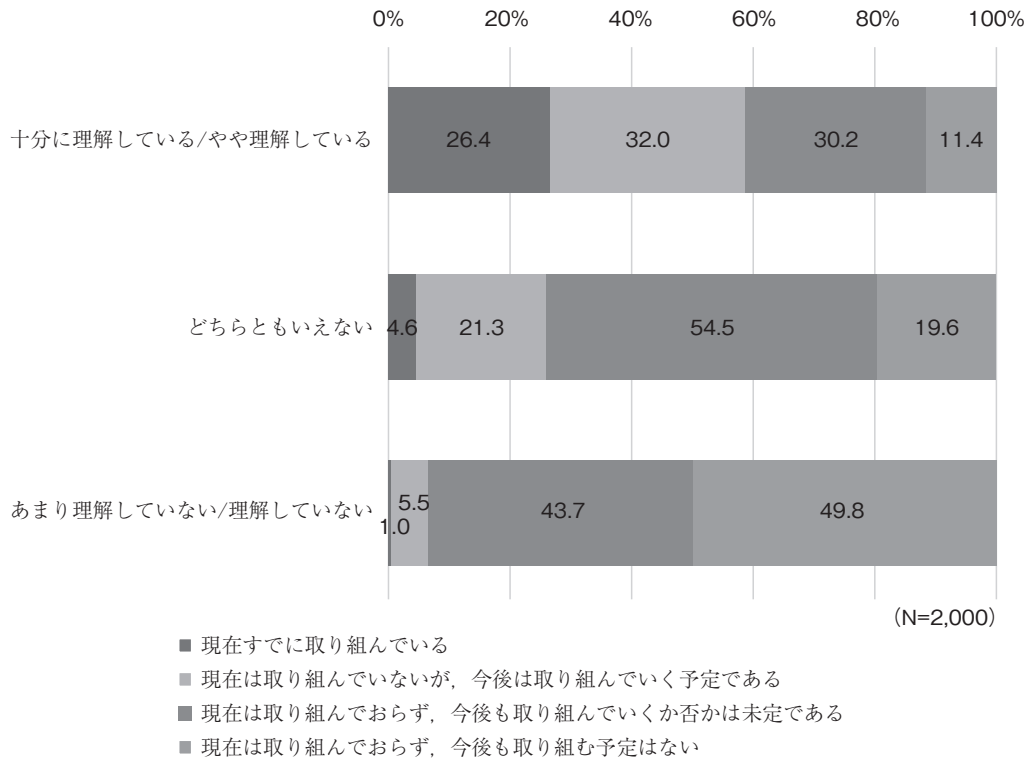
また、SDGs の取組み状況をみると、「現在すでに取り組んでいる」(11.6%) と「現在は取り組んでいないが、今後は取り組んでいく予定である」(19.0%) の合計は 30.6% である（以

図表3 中小企業のSDGsに対する認知度および理解度



出所：中小機構（2022）を一部修正して作成

図表4 中小企業におけるSDGs取組み状況と理解度との関係



出所：図表3と同じ

下では、この約3割のグループを「SDGsに積極的に取り組む中小企業」という。ただし、SDGsの取組みを実践している中小企業は僅か1割程度である。

これに対して、「現在は取り組んでおらず、今後も取り組んでいくか否かは未定である」(40.7%)と「現在は取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない」(28.7%)の合計は69.4%である。したがって、今後は、「現在は取り組んでおらず、今後も取り組んでいくか否かは未定である」と回答した40.7%の最も多い割合の中小企業者等に対して、SDGsの取組みに対する理解度の促進が必要である。

事実、図表3で示したSDGsの理解度と上記のSDGsの取組み状況に関連する中小機構によるクロス分析では、「十分に理解している・やや理解している」と回答した中小企業者等の

うち、「現在すでに取り組んでいる」(26.4%)と「現在は取り組んでいないが、今後は取り組んでいく予定である」(32.0%)の合計は58.4%と過半数を超えている。これに対して、「あまり理解していない・理解していない」と回答した中小企業者等のうち、「現在は取り組んでおらず、今後も取り組んでいくか否かは未定である」(43.7%)と「現在は取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない」(49.8%)の合計は93.5%となっている。

この調査結果からも明らかのように、中小企業においては、SDGsに対する理解度が高まれば高まるほど、SDGsの取組み状況が増加する傾向にある(図表4参照)。

なお、上記の調査結果で、「SDGsに積極的に取り組む中小企業」(全体の約3割)がSDGsを経営に取り入れる目的や意義では、複

数回答で、「企業の社会的責任」(50.4%)が最も高く、次いで、「企業イメージの向上」(29.7%)、「従業員のモチベーションの向上」(27.6%)、「新たな商品・サービスの開発」(26.3%)、「取引先との関係強化」(24.5%)、「新たな事業機会の獲得」(20.2%)、「優秀な人材の確保」(18.4%)、「資金調達力の強化」(10.3%)と続いている。

中小機構においては、SDGs 導入の目的や意義について、「企業の社会的責任」など社会貢献的な色合いが強く意識されていることから、経営資源に余裕のある従業員規模が比較的に大きな企業ほどすでに取り組んでいる、あるいは、今後取り組む予定の企業割合が高いという結果を指摘している。また、SDGs の推進のための支援としては、規模の小さな中小企業や小規模企業であっても、企業として社会的責任を果たしつつ、利益も上げることが可能であるというビジネスモデルを発掘し、具体的に提示することで、SDGs を経営に取り入れる目的や意義、メリットを理解してもらえよう支援が取り組み拡大のために必要であることを指摘している。

## 5 地域金融機関による SDGs 支援サービス

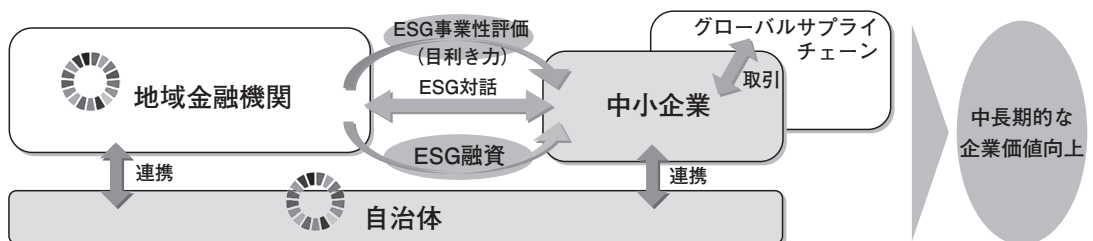
### 5.1 地域金融機関による ESG 融資への取り組み

環境省が2018年7月に公表した「ESG金融懇談会提言」では、地域金融機関に対して、中小企業への ESG 融資への取り組みが要請されている。地域金融機関においては、ESG（環境・社会・ガバナンス）の要素はSDGsと親和性が高いという判断から、中小企業に対する ESG 融資や中小企業における SDGs の取り組みを金融面から支援する枠組みが検討された。この結果、地域金融機関には、それぞれの地域社会における地方創生等の課題の共有と、その解決に向けた取り組みによって地域社会の持続可能な成長を支援することが期待された。

その後、2019年3月に金融調査研究会によって「SDGsに金融はどう向き合うか」という提言書が公表されたことで、地域金融機関には、自らの成長戦略のなかにSDGsの具体的目標を組み込むことが要請された。これを受けて、地域金融機関においては、自行でのSDGsの取り組みを表明すると同時に、融資先の中小企業に対してSDGsの取り組みにおける支援サービスが求められた。

環境省(2021)では、自治体が抱える地方創生等の課題に対して、地域金融機関が ESG 融

図表5 ESG融資のイメージ図



出所：環境省(2021)「ESG地域金融の推進について」スライド19枚目を一部修正

資を通じて、その課題を解決する中小企業に資金を提供して成長を促す ESG 融資のフレームワークを示している。この場合、地域金融機関には、中小企業との ESG の要素に関する対話を通じて、SDGs への取組みを調査して事業性評価を行うこと、SDGs への取組みを加速させるコンサルティング等のサービスを提供することが要請されている(図表5参照)。このように、地域金融機関には、中小企業の中長期的な企業価値の向上を支援する過程において、中小企業がSDGsに取り組むための新しい支援サービスの提供が求められている。

谷地(2021)は、地方創生SDGs金融における地域金融機関の課題について、次の4点を指摘している。すなわち、①SDGsに関する理解や取組みが浸透していない事業者に対し、SDGsの周知・啓蒙やSDGsに取り組むための対話やコンサルティングを行うこと、②事業者との対話やコンサルティングを通じて得たSDGsに関する非財務情報にもとづいて事業性評価を行い、それをさらにファイナンスや本業支援のコンサルティングに活用していくこと、③このような取組みを進めていくために人材育成・体制づくりを行うこと、④地域金融機関が地域の事業者等から「選ばれる金融機関」となるために、地域のステークホルダーに対して自らの取組み内容や活動実績をわかりやすく伝える(見える化する)こと、である。

## 5.2 七十七銀行によるSDGs支援サービスの事例

次いで、宮城県仙台市に本店を置く、株式会社七十七銀行(以下「七十七銀行」という)におけるSDGs支援サービスの事例を考察してみよう。

七十七銀行は、1878(明治11)年12月に創業して以来、東北地域における経済社会の基盤を支えている地方銀行である。経営理念は、

「地域の繁栄を願い、地域社会に奉仕する」であり、この理念と親和性のあるSDGsの趣旨に賛同し、2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言」を公表している。2021年度からは、SDGs宣言を「組織共通の価値観(Value)」に位置づけ、2030年までの10年間に及ぶ、新・経営計画「Vision2030」を策定している。この「Vision2030」では、その重点戦略として、①顧客満足度ナンバーワン戦略、②生産性倍増戦略、③地域成長戦略、④企業文化改革戦略、という4つの戦略を掲げている。

その後、2021年10月には、中小企業に対するSDGsの普及および取組みを支援する目的として、「77SDGs支援サービス」および「77SDGs支援ローン」の取扱いに着手している。そこでは、取引先企業のSDGsに関する課題の洗い出しやコンサルティングの提案を業務の柱としている。さらに、2021年10月以降、年度ごとに「SDGs実践計画」を策定し、KPI(最重要評価項目)の達成状況として、2030年度の目標と2021年度の実績を対比して公表している。このように、七十七銀行では、SDGsに取り組む中小企業の伴走者の立場からSDGs支援サービスを展開している。

### 5.2.1 77SDGs支援サービス

77SDGs支援サービスは、①SDGs診断と、②SDGs宣言で構成されている。この場合、SDGs診断では、「SDGsの観点で市場・社会から期待される基本的な事項」をもとに作成した専門の診断シートによって、取引先企業のSDGsへの取組みの状況を見える化(診断)し、課題の洗い出しを行っている。2022年3月末の実績では、SDGs診断申込件数が79件で、SDGs宣言書の作成件数が31件であった。

### 5.2.2 77SDGs支援ローン

77SDGs支援ローンは、SDGsに対する取組

図表6 77SDGs支援ローンに係る融資利率

SDGsのランク	SDGsの取組みレベル	ランク別の融資利率
①プラチナSDGs	SDGsを通して新たな価値創造を目指す	年0.50%～
②ゴールドSDGs	基本的な取組みを実践している	年1.00%～
③スタンダードSDGs	基本的な取組みを一部実践している	年1.50%～
④チャレンジSDGs	スタンダードSDGs未滿の場合	融資利率の設定なし

出所：七十七銀行（2021）より作成

み状況に応じて、融資利率を優遇して貸し出す法人向けのローンサービスである。融資対象法人は、77SDGs支援サービスにおけるSDGs診断で「スタンダードSDGs」以上のランクを認められた法人であり、かつ、七十七銀行の審査基準を満たしている法人である。七十七銀行では、図表6のように、SDGsのランクを4つに区分している。SDGsのランクに応じた融資利率では、「プラチナSDGs」が年0.50%、「ゴールドSDGs」が年1.00%、「スタンダードSDGs」が年1.50%に設定されている。なお、「チャレンジSDGs」には融資利率は設定されていない。2022年3月末の実績では、77SDGsローンが2件（1億3,000万円）であった。

## 6 SDGs経営を実践する 中小企業の事例

### 6.1 T社の概況

宮城県仙台地域において電気・通信事業を営む中小企業の株式会社T社（以下「T社」という）は、SDGs経営を実践している数少ない中小企業の1つである。

T社は、1973年に福島県相馬市で創業し、その後現在の仙台市内に本社を移転している。宮城県中小企業家同友会の会員企業として代表取締役社長のH氏が参加している。T社の売上高は3億円（2019年実績）、資本金は2,000万円、従業員数は30名である。事業内容は、①電気設備事業、②通信設備事業、③管工

事（空調設備）事業、④ハピネスクリエイト事業である。

T社の経営理念は、「心を込めてつなげよう、未来につなげよう、共につながろう」である。経営基本方針は、「わたしたちは、仲間のため、お客様のため、未来のために尽力します」であるが、毎年見直しが行われている。T社では、この経営基本方針のもとで、①働きやすい会社づくり、②営業利益の確保、③技術と人間力の向上を掲げている。

SDGsの取組みに際しては、社内の経営基本方針に対応するSDGsのターゲットを紐づけ、従業員に対してSDGsの取組みが浸透するしくみづくりを実行している。H氏は、SDGsへの取組みを社内により一層浸透させるために、ターゲットの達成に関する数値化（見える化）の取組みを検討し、2022年度からは、4段階制の社員評価制度の導入を開始している。

図表7におけるT社のSDGsに係る取組み計画表では、例えば、営業利益を確保するという事業方針のもとでSDGsのターゲット7.3「エネルギー効率の改善率を増やす」を事例にすると、「自社車両一台ごとの燃費を洗い出し、効率化を図る」というSDGsの取組み計画が対応することになる。従業員はこの取組み計画にもとづき4段階の自己評価表に成果を記入し、総務は従業員が業務で使用した営業車の燃費を集計して管理する。このように、SDGsのターゲットに合致する取組み計画表を自己点検評価することで、従業員に対する社内の経営基本方針と

図表7 T社におけるSDGsの取組み計画表の抜粋

事業方針	対応するSDGs	ターゲット	ターゲット内容	T社の11期の取組み	対応部門
働きやすい会社づくり	目標3, 4, 5, 10	4.3	高等教育に平等にアクセスできるようにする	従業員が共に能力を向上させるために、全員に教育する	総務, 会社全体
		10.3	機会均等を確保し、成果の不平等を是正する	働く人を正当に評価し、労にむくいる	会社全体
営業利益を確保する	目標7, 8, 9, 11, 12, 13	7.3	エネルギー効率の改善率を増やす	自社車両一台ごとの燃費を洗い出し、効率化を図る	総務
		8.1	一人当たりの経済成長率を持続させる	1工事ごとの緻密な見積りで管理し営業利益を確保する	会社全体
		11.6	大気や廃棄物を管理し、環境への悪影響を減らす	ガソリンや軽油の使用量を周知し会社全体で削減させる	総務, 会社全体
技術と人間力の向上	目標4, 8	4.4	働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす	社内での技術革新が生み出せる場を設ける、また先輩社員より技術と人間力を後継者に継承する	会社全体
		8.2	高いレベルの経済生産性を達成する	社員一人一人が、原価管理のスキルを磨いて、経済成長の担い手になる	会社全体

出所：T社のSDGs取組み計画表を一部抜粋して作成

SDGsの取組みの理解を深める効果が期待されている。

## 6.2 T社における経営会計実践の見直し

T社の代表取締役社長のH氏は、筆者によるインタビュー調査に際して、下請けからの脱却を重要な経営課題と認識し、2010年に経営理念を見直して現在に至った経緯を説明された。H氏によると、T社は下請け時代が長く、赤字に悩まされ、資金繰りに困窮していたという。資金繰りが回らないと何もできなくなり、結果的に、従業員を雇用できなくなり、解雇せざるを得なくなる現実を痛感したという。そこで、この「困った状況」を打開するため、宮城県中小企業家同友会の会員企業になって経営会計方法の指導を受けたこと、顧問税理士に質問を繰り返して知識を深めたこと、地域から愛される企業を目指して2017年に経営指導の委託契約をした大手企業のS社に相談して解決策を検討したことを説明された。これ以外にも、稲盛和夫氏の「盛和塾」のメンバーになり、経営者と

してのマインドを鍛えるとともに、アメーバ経営の思考を取り込むことを心掛けたという。また、仙台の京セラグループ企業の仕事を受注したことによって、その事業部長から従業員を含めて「京セライズム」の指導をしてもらったという。

このような結果、T社は現在、家電に関する「住まいのおたすけ隊」事業を通じて、地域密着型のエリア戦略を展開している。エリア戦略では、物流経費が抑制できること、人の移動や営業車での移動に伴う時間、ガソリンや電気などの消費量が少なくて済むこと、従業員の残業時間を減らせることで労働生産性の向上につながっているという。

会計実践では、変動損益計算書を活用して、売上高から変動費を差し引いた「限界利益（貢献利益）」を把握し、損益分岐点分析を通して短期利益計画を策定している。また、社内でのDX（Digital Transformation）の推進に向けて、2021年度に専門家を雇用し、経営会計情報の変革に取り組んでいる。現在では、従業員が自



分のスマートフォンで社内の財務情報や営業情報などをリアルタイムに確認ができ、顧客サービスに活用ができるようになってきている。この結果、企業組織内での経営会計情報が統合化され、従業員が仕事の進捗を予測して自律的に行動できるようになり、顧客サービスが向上したことをH氏は強調している。

なお、地域社会に対するSDGsの取り組みでは、約400年の歴史をもつ伝統抄紙技法により生産される「柳生（やなぎう）和紙」という伝統文化を、地元の町内会および関連企業と連携して、地元の子供たちに継承してもらう社会支援活動を展開している。

## 7 おわりに

わが国の中小企業憲章では、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」ことが謳われている。また、その基本理念では、「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす」ことが明記されている。筆者は、中小企業憲章の基本理念の実践は、中小企業がSDGsに取り組むべき重要な根拠の1つであると考えている。したがって、中小企業において、SDGsの取り組みを経営戦略に組み込んで実践するSDGs経営の普及や発展に期待を寄せている。

しかしながら、現状では、中小機構が2022年3月に公表した「中小企業のSDGs推進に関する実態調査—アンケート調査報告書—」によると、SDGsに対する認知度が86.0%に高まっているものの、理解度は38.8%であり、実際にSDGsに取り組んでいる中小企業は僅か11.6%である。中小機構のクロス分析によると、SDGsに対する理解度が高まれば高まるほど、SDGsの取り組み状況が増加する傾向にあることが指摘されている。

このような状況のもとで、中小企業においてSDGsの理解度を高める動向として注目しているのは地域金融機関におけるSDGs支援サービスの展開である。現在、地域金融機関がSDGsに取り組む中小企業の伴走者となり、コンサルタント業務を通じた各種のSDGs支援サービスを徐々に強化している。また、地域金融機関がSDGsに取り組む中小企業の財務・非財務情報を検証して、「SDGs宣言書」を作成するサービスが広がっている。

本稿で考察したSDGs経営を実践しているT社においては、従業員がSDGsのターゲットに合致する取り組み計画表の成果を自己点検評価することで、社内の経営基本方針とSDGsの取り組みに関する理解を深めている。また、変動損益計算書を活用すると同時に、DXを推進して経営会計情報の統合化を図っている。この結果、顧客サービスの向上に際して、従業員が自分のスマートフォンで社内の財務情報や営業情報などをリアルタイムに確認して、仕事の進捗を予測して自律的に行動できる環境が整ってきたことをH氏は強調していた。SDGs経営の実践事例として、T社では管理会計情報の役割が高まっていた。

中小企業においては、SDGs経営はビジネスチャンスを拡大する手段であり、その実践は避けて通ることができない喫緊の課題である。

### 【参考文献】

- GRI, 国連グローバル・コンパクト, WBCSD. 2015. 「SDG Compass」.
- GRI 等著, GCNJ (グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン)・IGES 共同翻訳. 2016. 「SDG Compass : SDGs の企業行動指針—SDGs を企業はどう活用するか—」 ([https://www.iges.or.jp/jp/publication\\_documents/pub/policyreport/jp/5102/SDC\\_COMPASS\\_Jpn\\_0318\\_30P.pdf](https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/5102/SDC_COMPASS_Jpn_0318_30P.pdf)).
- 川島和浩. 2021. 「中小企業における管理会計手法の導入研究—TOMASEI グループにおける

- SDGs 経営の実践事例一」『東北工業大学紀要』(41) : 21-30.
- 川島和浩. 2022. 「中小企業におけるステークホルダー概念の拡張に関する考察—SDGs 経営の実践に向けて—」『東北工業大学紀要』(42) : 45-55.
- 川島和浩. 2023. 「中小企業における SDGs 経営の実践と地域金融機関の役割」『東北工業大学紀要』(43) : 65-77.
- 環境省. 2020. 「すべての企業が持続的に発展するために—一統可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド—」[第 2 版] 2020 年 3 月 (<https://www.env.go.jp/content/900498955.pdf>).
- 環境省. 2021. 「ESG 地域金融の推進について」2021 年 4 月 16 日 (<https://www.env.go.jp/content/900495501.pdf>).
- 環境省・ESG 金融座談会. 2018. 「ESG 金融懇談会提言」2018 年 7 月 27 日 (<https://www.env.go.jp/content/900511966.pdf>).
- 金融調査研究会. 2019. 「SDGs に金融はどう向き合うか」2019 年 3 月 ([https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news310329\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news310329_1.pdf)).
- 経済産業省. 2019. 「SDGs 経営ガイド」2019 年 5 月 31 日 (<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190531003/20190531003-1.pdf>).
- 七十七銀行. 2021. 「77SDGs 関連サービス等の取扱開始について」2021 年 9 月 22 日 ([https://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/21092201\\_sdgssvc.pdf](https://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/21092201_sdgssvc.pdf)).
- 七十七銀行. 2022a. 「2022 年版ミニディスクロージャー誌」2022 年 6 月 (<https://www.77bank.co.jp/pdf/77bank/2022mini.pdf>).
- 七十七銀行. 2022b. 「七十七銀行統合報告書 2022」2022 年 8 月 ([https://www.77bank.co.jp/pdf/77bank/disclosure/2022rpt\\_all.pdf](https://www.77bank.co.jp/pdf/77bank/disclosure/2022rpt_all.pdf)).
- 谷地宣亮. 2021. 「地方創生 SDGs 金融と地域金融機関の課題」『日本福祉大学経済論集』(62) : 13-31.
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構. 2022. 「中小企業の SDGs 推進に関する実態調査—アンケート調査報告書—」2022 年 3 月 ([https://www.smrj.go.jp/research\\_case/research/questionnaire/favgos000000k9pc-att/a1656402897354.pdf](https://www.smrj.go.jp/research_case/research/questionnaire/favgos000000k9pc-att/a1656402897354.pdf)).

#### (謝辞)

宮城県仙台地域で SDGs 経営を実践している中小企業が少なくない状況にあるなかで、株式会社 T 社をご紹介していただいた宮城県中小企業家同友会の事務局に御礼を申し上げます。また、本稿の執筆に際して、2022 年 10 月 3 日に、インタビュー調査にご協力いただいた T 社の代表取締役社長の H 氏に心より御礼を申し上げます。

#### (付記)

本稿は、2022 年 11 月 12 日 (土) ~ 13 日 (日) の 2 日間にわたり、明治大学駿河台キャンパスを会場として開催された中小企業会計学会第 10 回全国大会 (大会準備委員長：本橋正美先生) における統一論題報告：テーマ「中小企業管理会計の基本問題」(座長：本橋正美先生) での報告内容に加え、修正を行ったものです。本報告に対して貴重なご示唆をいただいた、座長の本橋正美先生 (明治大学)、宮地晃輔先生 (長崎県立大学)、宗田健一先生 (鹿児島県立短期大学)、中西良之先生 (北海商科大学)、古川忠彦先生 (アルパーコンサルティング) に心より御礼を申し上げます。

# 日本の中小企業会計の基礎概念に関する研究

## —文化的視座からのアプローチ—

委員長	平賀正剛 (愛知学院大学)	
委員	飯島康道 (愛知学院大学)	市川紀子 (駿河台大学)
	沖野光二 (大阪経済大学)	小野正芳 (日本大学)
	櫛部幸子 (大阪学院大学)	宗田健一 (鹿児島県立短期大学)
	野口倫央 (愛知学院大学)	古山 徹 (嘉悦大学)
	和田博志 (近畿大学)	

## 1 中間報告から最終報告までの研究経過

本研究の目的は、日本の中小企業の企業文化を視座とし、会計（特に財務会計）の基礎概念を考えることにある。紙幅の都合上、仮説の詳細や研究の全体像は最終報告書に譲るが、本委員会は、日本の中小企業に三戸（1991a；1991b）が論じた「家の論理」が企業文化として残存しているという仮説の下、以下の3部構成による研究を実施した。

- ・第1部：問題提起と日本の「企業文化」の検証（飯島、宗田、野口、古山）
- ・第2部：現行の日本の中小企業会計制度の分析（市川、小野、櫛部）
- ・第3部：中小企業会計の概念フレームワークの検討（沖野、和田）

令和元3年9月に開催された中小企業会計学会第9回全国大会では、中間報告として第1部の内容を発表した。その後、4回の研究会を実施し、令和4年11月13日に開催された第10回全国大会での最終報告への準備を重ねてきた。

最終報告では、第2部および第3部の主要論点を3名の委員（小野、和田、沖野）が発表した。次節以降にその概要を記す。

## 2 日本の中小企業会計制度の分析—利益概念に関する検討を中心に—

第2部では「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」を中心に現行の中小企業会計制度の特徴を分析している。特に第6章では中小企業の特徴をヒントに中小会計要領における利益概念について考察した。

中小企業会計においては、中小企業に特有の次のような要素が会計発生高を減少させる。

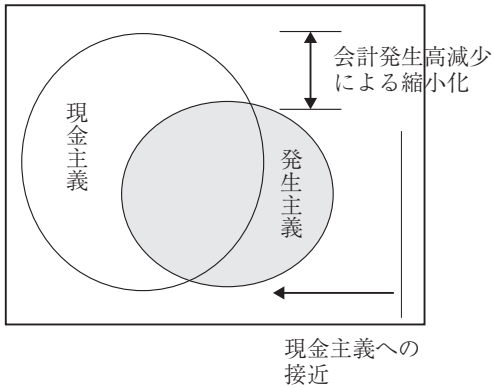
- ・所有と経営が分離していないため利害関係者の範囲が相対的に狭い。
- ・“家”の論理に基づく経営が重視されるため継続性が重視される（利益よりも存続を重視）。
- ・法人税法の影響を強く受ける。
- ・経理専門の従業員の配置が難しく、コスト・ベネフィットの制約への配慮が大きくなるを得ない。

これら会計発生高の減少は、発生主義で捉えられる測定対象の縮小化と現金主義への接近として特徴づけられ、中小会計要領における発生

主義は、大企業向けの企業会計基準における発生主義とはその範囲を異にする（図表1）。

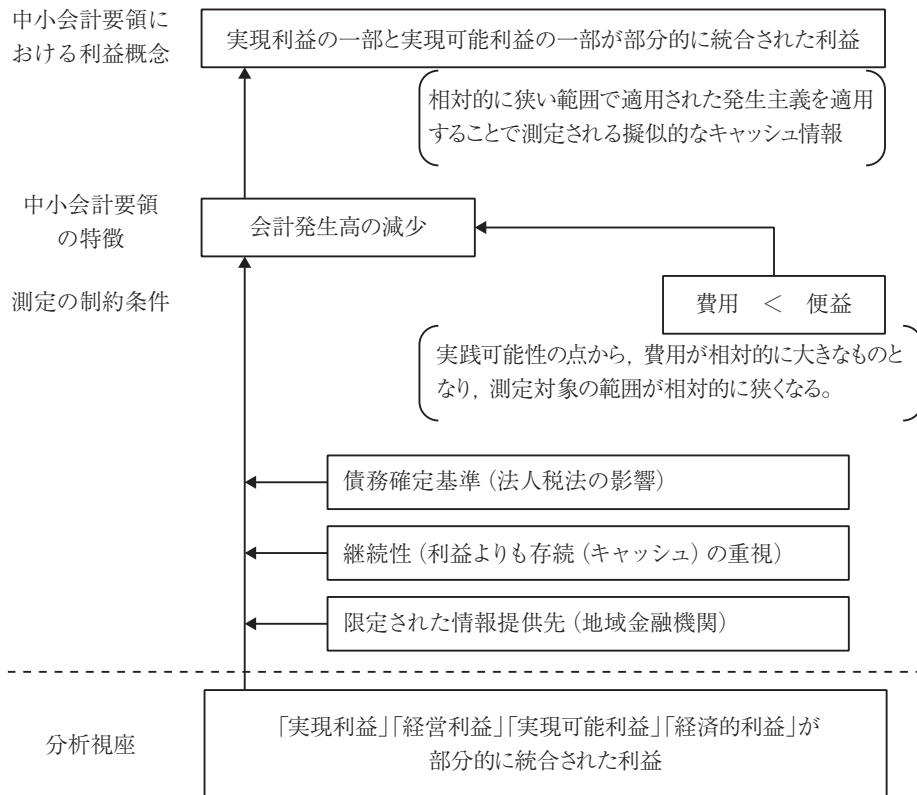
企業会計基準における利益概念は「実現利益」「経営利益」「実現可能利益」「経済的利益」が部分的に統合された利益であるが、上記の要素が会計発生高を減少させる作用を持つ結果、測定される利益は疑似的なキャッシュ情報に近づく。その点で、企業会計基準が措定している利益概念とは異なる。会計は企業活動を数値で描写する行為である。中小会計要領は中小企業の特徴を織り込んだ形で企業の活動を描写しようとしている（図表2）。

図表1 中小会計要領における利益概念



出所：筆者（小野）作成

図表2 中小会計要領における利益概念決定の論理



出所：筆者（小野）作成

### 3 日本の中小企業会計の概念的枠組み—企業体理論と分配志向的損益計算—

本研究（第1部）においては、中小企業のキーストーン（最優先事項）を「存続（共有価値の維持・創造）」と捉え、大企業（公開企業）のキーストーンである「株価（企業価値の向上）」と対置している。こうした現状認識のもと、「存続」をキーストーンとした中小企業会計の損益計算構造を探究した。企業が「存続」するためには、企業を取り巻く利害関係者と良好な関係を築く必要があり、そのためには企業と利害関係者との取引が「公正」なものとして行われなければならない。

上記目的を達成するために、本報告においては、杉本（1991）において2重分類の複式簿記の記録形式と企業体理論の基本思考を結び付けることで考察を進めた。企業体理論とは、会計主体論の1つとして高松（1966）や阪本（1966）において提唱された学説であり、「存続」「利害調整」「分配」に着目して理論展開が図られているため学ぶところが多い。

まず本報告においては、本格的な考察に先立ち、企業観について再考した。これまでの研究においては、「資本主のための私利利潤追求機関」といった単一の企業観を自明の理とした上で、さまざまな議論が展開されてきた。しかしながら、株式会社制度とは単なる入れ物に過ぎず、そうした入れ物にどのような「魂」を埋め込むかによって、多様な株式会社が成立しうる可能性を指摘した。これが多様な概念フレームワークの併存の根拠となる。

次に中小企業のキーストーンを「存続」と捉えたうえで、新たな概念フレームワークを構想するにあたっては、既存の概念フレームワークのどこに問題があるのかを明らかにしておくこ

とが有益であるとの観点から、それに検討を加えた。その結果、既存の概念フレームワークにおいては、会計上の資産を実体化させ「積極財産」とし、これに対比すべき「消極財産」として負債を定義したうえで、収益および費用を資産ないし負債の増減と関連づけて定義している点を問題視した。

その上で、「存続」をキーストーンとした中小企業会計の損益計算構造を、2重分類の複式簿記の記録形式と企業体理論の基本思考を手がかりとして考察した。その結果、①純利益は企業体持分の純増加額であり、②企業体持分勘定こそが価値の費消・回収計算たる期間損益計算の遂行される場であるという帰結が導出され、こうした特長をもつ損益計算構造を「分配志向的損益計算」と名づけた。

そこで算定される利益は、いわば「残り滓のごとき利益」である。それが遂行されるにあたっては、企業と利害関係者との間で行われる分配が「公正」なものでなければならないことから、最後にそうした方向へと企業の意識を導く指針としての役割を果たす会計公準として「公正性」が必要となることを指摘した。

### 4 中小企業の非財務情報開示のフレームワーク

グローバルに展開する上場企業に対して、投資家側から長期的中期的な成長を予測するために非財務情報の開示が要求され、非財務情報の開示の重要性が証券市場を中心に高まってきている。未上場の中小企業においても非財務情報開示のあり方も重要度がますます高まると思われる。そこで、学術研究成果の蓄積がこれまでもそれほどなされていない中小企業会計の非財務情報の開示のあり方を探ることを本研究の課題とし、開示のフレームワークを提示するものである。中小企業は誰に向けてどのような非財

務情報をどのような媒体形式で開示報告するのかについて、アブダクション的推論を用いてまとめてみると以下の5点になる。

- (1) 企業観について述べると、中小企業の執行取締役の役割期待は、トラスティシップ理論に基づく会社の有形資産・無形資産の維持を目的とする受託者 (trustee) とされ、取締役会は、信託法理 (trust) に基づくガバナンスを履行する。会社財産の価値は、株価に連動する財務的評価とは異なる価値 (非財務的資本に基づく価値創造) もあり、企業を成長存続させるためには重要である。
- (2) 中小企業が重視するステークホルダー (一連の事業の供給連鎖を構成する当事者) は、特に、従業員と販売先顧客であり、彼らに非財務情報と財務情報の関係性を開示する (管理会計の財務会計化)。未来の優秀な従業員を獲得することに向けた報告も重視すべきであろう。
- (3) 中小企業が重視する非財務情報は、従業員に加え取締役を含む人的資源の情報、および顧客との間で蓄積された関係資本の情報 (売上高のセグメント別詳細情報) であろう。
- (4) 中小企業の企業報告の形態は、統合報告で推奨されている価値の二面性、情報の結合性、活動結果の影響 (outcome) の開示・報告が最適であろう。非財務情報の単独項目での報告ではなく、財務情報との関係性、価値創造との関連性、事業理念との関連性を開示・報告しなければ意味がないと考える。経済的意思決定よりも倫理的意思決定を重視した経営が期待される。
- (5) 中小企業の報告の形式は、印刷物ベースの書面形態 (記述文書のみ) よりも再生可能な音声付動画を積極的に活用したデジタル技術ベースのオンデマンド型情報開示が最適で

あると思われる。

## 5 結論

本研究全体としての結論は次の通りである。

- (1) 日本の中小企業に固有の属性は、一言で表せば「存続志向」と「ステークホルダー志向」である可能性が高い。
- (2) 日本の中小企業の会計慣行から帰納的に設定された中小会計要領には、会計発生高の減少・現金主義への接近という特徴がある。
- (3) 「存続志向」から日本の中小企業会計の基礎概念を演繹的に推論すれば、企業体理論に基づき、フロー計算や分配志向を特徴とする概念体系が浮かび上がる。これは現行の中小企業会計実務や中小会計要領とも親和性を持つ。ゆえに本研究成果をもとに中小会計要領の一層の理論武装を図ることも可能ではないか。
- (4) 非財務情報のフレームワークについても「存続志向」を起点に推論すると、従業員と顧客を開示対象とし、彼らとのステークホルダー・エンゲージメントに関する情報を内容とした開示が望ましい。

### 【参考文献】

- 河崎照行. 2016. 『最新中小企業会計論』中央経済社.
- 阪本安一. 1966. 『近代会計と企業体理論(改訂版)』森山書店.
- 杉本典之. 1991. 『会計理論の探究—会計情報システムへの記号論的接近』同文館.
- 高松和男. 1966. 『現代会計の原理 (増補版)』財経詳報社.
- 三戸公. 1991a. 『家の論理 1 日本の経営論序説』文真堂.
- 三戸公. 1991b. 『家の論理 2 日本の経営の成立』文真堂.

# 中小企業財務報告の透明性改善に向けた多面的研究

委員長 越智信仁（関東学院大学）

委員 蟹江 章（青山学院大学）

坂根純輝（長崎県立大学）

関川 正（日本公認会計士協会）

橋上 徹（県立広島大学）

松崎堅太郎（税理士法人mkパートナーズ）

金子友裕（東洋大学）

佐久間義浩（東北学院大学）

中村元彦（千葉商科大学）

林 隆敏（関西学院大学）

弥永真生（明治大学）

## 1 研究経過と研究目的・意義

### 1.1 研究経過

本課題研究委員会は、次のようにこれまで6回の研究会を実施し、メンバー全員が研究報告を行ってきた（コロナ禍の下、いずれも Zoom 会議）。第1回研究会（2021年9月20日）、第2回研究会（2021年12月24日）、第3回研究会（2022年3月11日）、第4回研究会（2022年5月5日）、第5回研究会（2022年7月18日）、第6回研究会（2022年9月11日）。

### 1.2 研究目的・意義

本研究委員会では、中小企業財務報告の透明性・信頼性向上に資する方策について、多様な観点から研究を進めることを目的としている。こうした背景には、コロナ禍の下で、あるいはコロナ後も見据え、金融機関と中小企業との良好な関係を維持・強化していくうえで、中小企業決算開示の透明性・信頼性が更に求められる局面との現状認識があり、そうした関係性強化を支えられるよう、中小企業財務報告を取り巻

く制度インフラに関し、制度的・実証的・理論的・実践的研究を進める意義があると考えている。

研究アプローチとしては、①会社法・同監査や中小企業会計等の制度研究、②税務会計論や内部監査論、情報監査論に基づいた理論研究、③決算・税理士実務や海外事例に基づいた実践研究を総合したものとなる。研究初年度においては、2年目の制度的・理論的・実践的研究を本格的に進める土台として、非上場中小企業の決算書の信頼性が様々な外的要因によってどのように変化するか、金融機関等の利害関係者の現状認識について、質問票調査を通じて定量的・実証的に把握しておくことが重要と考えた。

金融機関向け質問票調査については、2022年1-3月にかけて、金融機関への郵送およびWeb方式（楽天インサイト社）による調査票に基づき実施し、計707通を回収した。具体的には、まず郵送調査として、全国の金融機関（銀行・信金・信組等）541先の融資審査部署に送付し212先の金融機関から回答が寄せられたが（回収率39.2%）、設問は個人の主観を問うもので担当者毎の複数回答も可との条件の下で計407通回収した。また、Web式質問票調査

として、楽天インサイト社のモニター登録者(普通銀行・信金・信組・保証協会等勤務者4,793サンプル)に対し、非上場中小企業に対する融資・審査経験の有無でフィルタリングを行ったうえで回答を求め、上限300名先着で回答を締め切る契約の下、上限までの回答を得た。いずれも回答は匿名かつ任意であることを明記のうえ実施した。

その後、2022年5-6月には、利害関係を有しない中立的視点からより多面的・客観的な座標軸を得て比較参照することを目的として、中小企業会計学会の学会員272名に対し同様の郵送質問票調査を実施し、102通を回収した(回収率37.5%)。その際、大問1(決算開示の信頼性)と大問2(書面添付の効果)のうち、中小企業会計学会員向けについては、大問1のみ実施したほか、研究者としての立場からの回答であるため属性調査は行っていない。

本中間報告段階では、研究2年目の委員毎の研究分担と関連づけながら、質問票調査の含意について、次節でポイントのみ報告させていただく。非上場中小企業決算書の主たる利害関係者である金融機関等に対し、決算開示の信頼性や書面添付の効果等に関する大規模な質問票調査は、わが国で初めてではないかとみられるが、調査にご協力いただいた金融機関関係者、中小企業会計学会員の皆様方には、この場を借りてお礼を申し上げたい。

## 2 質問票調査の含意と研究の役割分担

非上場中小企業の決算開示の信頼性を巡る質問票調査の設問は、概略、以下の通りである。

- Q1：社内作成した準拠基準不明の決算書
- Q1①：社内作成の税法基準に準拠した決算書
- Q1②：社内作成の中小会計要領ないし中小企

計指針に準拠した決算書

- Q2：税理士が単発の決算代行をした決算書
- Q3：税理士が期中関与(月次帳簿確認・経理指導等)している企業の決算書
- Q3①：税理士による「中小会計要領のチェックリストに基づく確認書」付きの決算書
- Q3②：税理士による「書面添付」が行われた決算書
- Q3③：会計参与が設置されている会社の決算書
- Q3④：任意監査の無限定適正意見が付された決算書

Q1の税理士が関与していない新規顧客は、実際の取引現場においてはレアケースであろうが想定ベースで回答いただいた。結果は26%(学会分)から36%(金融機関分)と幅があるものの、自社のみで作成による決算書類にも一定の信頼が寄せられている。その水準の評価は区々であろうが、自社作成の決算書においても、ITを含めDXによる自動作成ツールの導入に伴う効率化・透明性の向上を通じて、その信頼性を一段と高め得る素地があるともみられる。この点は、DXの貢献可能性として実務的視点も交え研究を進める(担当：中村元彦)。

Q1①②において作成基準の明確化によって、信頼性の付加価値の増分がかなり高まる結果となり、とりわけ中小会計要領等の会計基準準拠によって、信頼性の水準が約6割まで高まっていることは特筆に値する。多方面の関係者の尽力によって、中小会計指針、中小会計要領の整備と普及が進められてきた結果であり、導入から約10年を経過した現時点での成果であるといえよう。勿論、作成基準(公正処理基準)については今後に残された課題も存在し、そうした問題点については税務会計論等の視点も交えて研究を深める(担当：金子友裕)が、信頼性確保に向け準拠基準明確化を進めることの意



義が実証的に確認できたことは、貴重な成果と言えよう。

Q 2以降は、税理士関与の態様による信頼性の付加価値の増分を確かめる設問である。Q 2の決算単発の税理士関与において、学会分は61%と概ね横這いであるが、金融機関分では69%と有意に信頼水準が高まる結果が示されている。融資現場において、非上場企業であっても税理士関与のない先と接することは必ずしも多くはないみられる反面で、決算単発とはいえ税理士が関与している事実の重要性を、金融機関は相対的に重く捉えているように窺われる。

とりわけQ 3において、税理士の期中関与（月次決算・経理指導等）が行われている場合には、77%（金融機関分）、76%（学会分）と共に高い信頼性向上の付加価値を生むことが、定量的に確認できたことは今回質問票調査のハイライトとも言える。非上場中小企業への税理士期中関与によって、監査保証など信頼性に関する意見表明を得ているわけではないが、金融機関が自発的に決算書に対する安心感を抱く結果として、信頼性を高める効果が発揮されていることが実証的に明らかになった。こうした数字の背景については、内部統制・内部監査論（担当：蟹江章）および情報監査論（担当：林隆敏）の視点から、理論的に掘り下げて研究を進める。

税理士期中関与の前提で、Q 3①（中小会計要領のチェックリストに基づく確認書等）②（書面添付）③（会計参与）の更問が続くが、達観すれば、全体として概ね横這い圏内の動きといえる。ただ、設問では税理士の期中関与が前提とされているが、実際の融資現場では、チェックリストに基づく確認書や書面添付の存在を通じて税理士の期中関与を推し量る端緒になるという意味では、信頼性確保に向けた同書類の重要性が失われるわけではない。また、学会分においては、確認書や書面添付の書類記載内容が生む付加価値の増分が数%ポイント観察された

ものの、金融機関分にはそうした傾向はみられなかった。概ね横這い圏内ながら、むしろ若干低下しており、この合理的解釈としては、金融機関の中には税理士期中関与という設問の前提を抜きにして、確認書や書面添付が単独で生む心証水準を独立に評価して回答したものが、少なからず含まれている可能性が推測される。なお、仮に税理士の期中関与を前提としない単独での独立評価が含まれていた場合にも、単独評価の信頼性水準が期中関与の水準を超えていないということは、期中関与の事実自体がより本質的な信頼性の源泉であるとの示唆を含んでいるようにも窺われる。書面添付により勘定科目の増減理由などの有用な情報が得られているとしても、それは信頼性とは別問題となる。

いずれにしても税理士の期中関与により8割近い信頼水準が確保可能であるとする、監査保証の立法的・制度的建付けの研究を深める必要性（担当：弥永真生、関川正）と同時に、事実上の信頼性確保の手段である税理士関与を高める方策を検討する意義も大きいといえよう。そうしたアプローチの一環で書面添付制度を位置づける研究も進める（担当：越智信仁）。書面添付の効果に関する別途の設問では、多くの先で融資先の実態把握に役立てられているほか一部に融資条件等に反映されている一方で、書面添付の知名度・普及度・活用度等の面では依然として課題も残っており、詳細は金融機関ヒアリングを通じて掘り下げる予定である（担当：橋上徹）。今後は、書面添付の実務的改善策も交えながら（担当：松崎堅太郎）一層の役立ちが期待される。

Q 3④（任意監査報告書）において信頼性向上の付加価値が共通に観察されたが、学会分（89%）に比べて金融機関分（82%）は相対的に低かった。こうした背景には、学会分の約9割の信頼水準は監査報告書一般への心証水準の反映とみられる一方、非上場中小企業への融資

---

現場においては、実際に任意監査報告書に接する場面はほとんどない中であって、金融機関は研究者と異なり監査報告書一般を抽象的・理念的に捉えるのではなく、非上場中小企業における実情を踏まえた別途の判断を行っているのかもしれない。ただし、上場企業における同種調査の先行研究（内藤文雄編著『監査・保証業務の総合研究』中央経済社，2014年，235頁）では監査報告書の信頼水準は85%であり、当該

調査には与信金融機関は含まれておらず単純比較はできないものの、金融機関分と学会分の乖離幅を殊更に強調する必要はないのかもしれない。

なお、質問票調査結果については、記述統計量・定性コメントの精査や属性別にみたクロス集計分析を継続予定である（担当：佐久間義浩、坂根純輝）。

\*

\*

\*

# 中小企業会計学会 10 年の歩み

中小企業会計学会は 2013 年 2 月 16 日に設立し、2023 年は学会設立から 10 周年の節目にあたります。学会活動において重要な役割を担うのは、全国大会における研究発表と、学会誌（『中小企業会計研究』）の発行です。全国大会の開催記録と、『中小企業会計研究』第 1 号から第 8 号までに掲載された論文等の一覧をもとに、中小企業会計学会の 10 年間の歩みを振り返ります。

## 1 全国大会

第 1 回から第 10 回までの全国大会プログラムから、開催日・開催校・大会準備委員長、基調講演および特別講演、統一論題テーマ、統一論題報告および討論、課題研究委員会報告、自由論題報告などを抜粋しています。ただし、大会によっては上記のいずれか 1 つ以上が実施されていない大会もあります。また、講演者・司会者・報告者の所属は、プログラムの記載に基づくものであり、当該全国大会開催当時のものです。

### 1.1 第 1 回全国大会（創立総会）

開催日：2013 年 8 月 27 日（火）～ 28 日（水）

開催校：甲南大学

大会準備委員長：河崎 照行 氏（甲南大学）

大会テーマ：中小企業会計の展望と課題—中小企業会計学会に対する役割期待—

#### 基調講演

「中小企業の経営支援に向けての施策」

講演者：矢島 敬雅 氏（中小企業庁 経営支援部長）

#### パネルディスカッション

「中小企業会計の展望と課題—中小企業会計学会に対する役割期待—」

司会者：河崎 照行 氏（甲南大学）

パネラー：伊藤 邦雄 氏（一橋大学）

神森 智 氏（松山大学）

坂本 孝司 氏（税理士・米国 CPA）

佐藤 行弘 氏（三菱電機株式会社）

## 1.2 第2回全国大会

開催日：2014年8月27日（水）～28日（木）

開催校：近畿大学

大会準備委員長：浦崎 直浩 氏（近畿大学）

大会テーマ：中小企業会計の国際的動向

### 基調講演

「中小企業政策と中小企業会計」

講演者：北川 慎介 氏（中小企業庁長官）

司会者：坂本 孝司 氏（愛知工業大学）

### 特別講演

「中小企業会計の国際的動向—韓国の中企業会計基準をめぐって—」

講演者：朴 俊歌 氏（大韓民国法務部）（通訳）李 瓊球 氏（東義大学校）

コメンテータ：上野 隆也 氏（税理士）

司会者：久田 英詞 氏（公認会計士）

### 自由論題報告 第1会場

第1報告 司会：上野 清貴 氏（中央大学）

堂野崎 融 氏（広島文化学園大学）

「我が国の中小会社会計の構造とそのあり方に関する一考察」

第2報告 司会：上野 清貴 氏（中央大学）

櫛部 幸子 氏（関西学院大学）

「我が国における中小企業会計基準の動向と今後の課題」

第3報告 司会：大城 建夫 氏（沖縄国際大学）

堺 貴晴 氏（熊本学園大学）「確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築」

第4報告 司会：成川 正晃 氏（高崎商科大学短期大学部）

朱 愷雯 氏（近畿大学大学院生）

「中小企業会計と保証モデルの類型的検討」

第5報告 司会：成川 正晃 氏（高崎商科大学短期大学部）

松崎 堅太郎 氏（明治大学専門職大学院）

「我が国中小企業会計の信頼性保証の方向性

—中小企業経営者が望む金融機関との関係性を中心として—」

### 自由論題報告 第2会場

第1報告 司会：栢田 龍三 氏（専修大学）

山下 壽文 氏（佐賀大学）

劉 丹 氏（佐賀大学）

「日中の中小企業会計基準の比較検討

～『中小会計要領』と『小企業会計準則』を中心として」

第2報告 司会：桃田 龍三氏（専修大学）

岩崎 勇氏（九州大学）

「我が国における中小企業会計の概念フレームワークの提言

—米国中小企業会計のフレームワークを参考にして」

第3報告 司会：加藤 恵一郎氏（公認会計士）

河内山 潔氏（関西国際大学）

「中小会計要領適用事例の研究—ベストプラクティスの分析」

第4報告 司会：中島 茂幸氏（北海商科大学）

佐藤 直規氏（青森公立大学大学院生）

「リース会計基準変更による設備投資への影響—財務省の統計調査による分析から」

第5報告 司会：中島 茂幸氏（北海商科大学）

上田 弘政氏（青森公立大学大学院生）

「わが国における消費税の諸問題と EU の付加価値税における会計処理の比較検証」

### 1.3 第3回全国大会

開催日：2015年8月26日（水）～27日（木）

開催校：中央大学

大会準備委員長：上野 清貴氏（中央大学）

大会テーマ：中小企業会計の普及と促進

#### 基調講演

「認定支援機関による経営改善計画支援が目指す中小企業会計の適時性・透明性」

講演者：藤原 敬三氏（中小企業再生支援全国本部統括プロジェクトマネージャー）

司会者：坂本 孝司氏（愛知工業大学）

課題研究委員会報告 司会：上野 清貴氏（中央大学）

中間報告

委員長：坂本 孝司氏（愛知工業大学）

「中小企業金融と会計・財務」

自由論題報告 第1会場

第1報告 司会：宮地 晃輔氏（長崎県立大学）

堂野崎 融氏（広島文化学園大学）

「中小企業会計における信頼性確保の考え方に関する一考察

—歴史的考察をふまえて—」

第2報告 司会：宮地 晃輔氏（長崎県立大学）

---

金子 友裕 氏 (東洋大学)

「中小企業会計の実体と課題—被災地税理士アンケートに基づいて—」

第3報告 司会：浮田 泉 氏 (関西国際大学)

櫛部 幸子 氏 (鹿児島国際大学)

「中小企業の融資における中小企業会計基準の有用性と今後の適用可能性」

第4報告 司会：栢田 龍三 氏 (専修大学)

山北 晴雄 氏 (中部大学)

「中小企業政策の変遷と管理会計—中小企業支援施策の遂行と業績測定の支援—」

第5報告 司会：栢田 龍三 氏 (専修大学)

成川 正晃 氏 (東北工業大学)

飛田 努 氏 (福岡大学)

「中小企業会計制度設計について—中小企業庁の取組についての—考察—」

#### 1.4 第4回全国大会

開催日：2016年9月6日(火)～7日(水)

開催校：東北工業大学

大会準備委員長：成川 正晃 氏 (東北工業大学)

統一論題：中小企業会計における管理会計の可能性

##### 特別講演

「中小企業における管理会計の可能性」

講演者：澤邊 紀生 氏 (京都大学)

司会者：水野 一郎 氏 (関西大学)

統一論題報告 司会：澤邊 紀生 氏 (京都大学)

##### 第1報告

飛田 努 氏 (福岡大学)

「中小・ベンチャー企業における簿記・会計による管理の有用性：  
インタビュー調査から得られた知見」

##### 第2報告

高橋 賢 氏 (横浜国立大学)

「中小企業への直接原価計算の導入」

##### 第3報告

吉永 茂 氏 (公認会計士・税理士)

「管理会計を用いた中小企業経営力強化のための3つの実務ポイント」

##### 統一論題討論

座長：澤邊 紀生 氏

討論者：飛田 努 氏, 高橋 賢 氏, 吉永 茂 氏

課題研究委員会報告 司会：田中 建二 氏（明治大学）

最終報告

委員長：坂本 孝司 氏（愛知工業大学）

「中小企業金融と会計・財務」

共同・委託研究報告 司会：佐藤 信彦 氏（熊本学園大学）

報告者：加賀谷 哲之 氏（一橋大学）

「リース会計制度の国際的統合化・収斂化の経済的影響に関する研究」

自由論題報告 第1会場

第1報告 司会：中島 洋行 氏（明星大学）

足立 洋 氏（県立広島大学）

「中小 IT 企業における予算管理」

第2報告 司会：大槻 晴海 氏（明治大学）

飛田 努 氏（福岡大学）

宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）

「味噌・醤油製造業における管理会計実務の現状

～鹿児島県 F 社の事例をもとに～」

第3報告 司会：戸田 龍介 氏（神奈川大学）

仲尾次 洋子 氏（名桜大学）「台湾における中小企業向け会計基準の構築」

自由論題報告 第2会場

第1報告 司会：新野 正晶 氏（広島文化学園大学）

松崎 堅太郎 氏（税理士・公認会計士）

「中小企業会計の導入による効果の実証研究～TKC BAST データを題材として～」

第2報告 司会：岡部 勝成 氏（日本文理大学）

宮地 晃輔 氏（長崎県立大学）

「中小製造企業 F 社における管理会計の活用実態と課題」

## 1.5 第5回全国大会

開催日：2017年9月6日（水）～7日（木）

開催校：熊本学園大学

大会準備委員長：佐藤 信彦 氏（熊本学園大学）

統一論題：中小企業の監査

## 特別講演

「中小企業の会計と監査」

講演者：神森 智 氏（松山大学名誉教授・中小企業会計学会顧問）

司会者：松尾 俊彦 氏（広島文化学園大学）

統一論題報告 司会：坂上 学 氏（法政大学）

### 第1報告

林 隆敏 氏（関西学院大学）

「中小企業の監査の考え方」

### 第2報告

櫛部 幸子 氏（鹿児島国際大学）

「中小企業監査における判断規準としての中小企業会計基準」

### 第3報告

佐久間 義浩 氏（東北学院大学）

「中小企業監査の各国比較」

## 統一論題討論

座長：坂上 学 氏

討論者：林 隆敏 氏, 櫛部 幸子 氏, 佐久間 義浩 氏

課題研究委員会報告 司会：飛田 努 氏（福岡大学）

### 中間報告

委員長：水野 一郎 氏（関西大学）

「中小企業会計における管理会計」

## 自由論題報告

第1報告 司会：宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）

朱 愷雯 氏（近畿大学）

「中小企業の資金調達の現状から見る会計情報の信頼性保証」

第2報告 司会：平川 茂 氏（近畿大学）

成宮 哲也 氏（熊本学園大学）

「中小企業の青色申告における会計の役割の検討と今後の方向性」

## 1.6 第6回全国大会

開催日：2018年9月1日（土）～2日（日）

開催校：東洋大学

大会準備委員長：金子 友裕 氏（東洋大学）

統一論題：中小企業会計と税務



基調講演

「ドイツにおける中小企業会計制度の現状と今後の展望」

講演者：クラウス・ヘンゼルマン 氏（エアランゲン・ニュルンベルク大学）

Klaus Henselmann（Friedrich-Alexander-Universität）

司会者：坂本 孝司 氏（税理士）

統一論題報告 司会：成道 秀雄 氏（成蹊大学）

第1 報告

藤井 誠 氏（日本大学）

「中小企業にかかわる税務会計上のゆがみ」

第2 報告

山本 清尊 氏（兵庫県立大学）

「実務からみた中小企業会計と税務」

第3 報告

依田 俊伸 氏（東洋大学）

「特例措置からみた中小企業課税」

統一論題討論

座長：成道 秀雄 氏

コメンテーター：弥永 真生 氏（筑波大学）

討論者：藤井 誠 氏, 山本 清尊 氏, 依田 俊伸 氏

課題研究委員会報告 司会：梶田 龍三 氏（専修大学）

中間報告

委員長：堀江 正之 氏（日本大学）

「IT 社会と中小企業会計」

最終報告

委員長：水野 一郎 氏（関西大学）

「中小企業会計における管理会計」

自由論題報告 第1 会場

第1 報告 司会：大槻 晴海 氏（明治大学）

足立 洋 氏（県立広島大学）

岸保 宏 氏（株式会社マスタートシード22）

「飲食業における管理会計実践」

第2 報告 司会：大槻 晴海 氏（明治大学）

飛田 努 氏（福岡大学）

「中小企業における管理会計システムの整備と組織成員による受容

---

：金属加工業 M 社における事例」

第3報告 司会：福浦 幾巳氏（西南学院大学）

井藤 哉氏（名古屋経済大学大学院）

「租税特別措置に係る適用実態調査及び政策評価の点検結果の考察」

第4報告 司会：福浦 幾巳氏（西南学院大学）

宮下 仁志氏（税理士）

「書面添付制度の実態研究」

自由論題報告 第2会場

第1報告 司会：大塚 成男氏（千葉大学）

生島 和樹氏（岩手県立大学）

「中小企業における原状回復義務計上に関する検討」

第2報告 司会：大塚 成男氏（千葉大学）

櫛部 幸子氏（鹿児島国際大学）

「IFRS for SMEs の改訂に関する一考察—S29 法人所得税を中心に—」

第3報告 司会：工藤 栄一郎氏（西南学院大学）

山下 修平氏（秀明大学）

「戦時期における勘定科目の標準化—在外中小製紙業を事例に—」

## 1.7 第7回全国大会

開催日：2019年8月18日（日）～20日（火）

開催校：広島文化学園大学と県立広島大学の共催

大会準備委員長：松尾 俊彦氏（広島文化学園大学）

統一論題：中小企業会計の現状と課題—中小企業の事業承継について—

基調講演

「顧客本位の地域金融～持続可能なビジネスモデルの構築に向けて～」

講演者：森 俊彦氏（金融庁参与・日本動産鑑定会長）

司会者：坂本 孝司氏（愛知工業大学・税理士）

統一論題報告 司会：栂田 龍三氏（専修大学）

第1報告

中島 洋行氏（明星大学）

「中小企業会計の現状と課題—中小企業の事業承継について—

：会計学アプローチから」

第2報告

成川 正晃氏（東北工業大学）

「中小企業会計の現状と課題—中小企業の事業承継について—

：教育的アプローチから」

第3報告

猪原 清 氏（税理士）

「中小企業会計の現状と課題—中小企業の事業承継について—

：地域の実情と実務家の役割から」

統一論題討論

座長：栢田 龍三 氏

討論者：中島 洋行 氏，成川 正晃 氏，猪原 清 氏

課題研究委員会報告 司会：佐藤 信彦 氏（熊本学園大学）

中間報告

委員長：成川 正晃 氏（東北工業大学）

「中小企業事業承継における課題と展望—中小企業会計の視点から—」

最終報告

委員長：堀江 正之 氏（日本大学）

「IT 社会と中小企業会計」

自由論題報告 第1会場

第1報告 司会：宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）

足立 洋 氏（県立広島大学）

篠原 巨司馬 氏（福岡大学）

「日本の中小企業における役割の曖昧性と業績評価  
—現場サポートにおける管理会計実践の事例から—」

第2報告 司会：宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）

菅原 智 氏（関西学院大学）

「マトリクス会計を活用したビジネス・ゲームによる会計教育の効果  
：中小企業における事例」

第3報告 司会：宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）

飛田 努 氏（福岡大学）

「内発的動機づけを高めるマネジメント・コントロール・システムの利用  
：中小製造業に勤務する従業員の視点からの考察」

自由論題報告 第2会場

第1報告 司会：櫛部 幸子 氏（鹿児島国際大学）

大木 一也 氏（九州産業大学 大学院生）

金川 一夫 氏（九州産業大学）

「小規模農業者の農業会計における『収穫基準』適用について

- 
- 企業会計原則・所得税法およびIAS41の比較検討—
- 第2報告 司会：櫛部 幸子 氏（鹿児島国際大学）  
橋上 徹 氏（県立広島大学・公認会計士）  
「中小会社に対する「結合財務諸表」導入の可能性について」
- 第3報告 司会：岡部 勝成 氏（岡山理科大学）  
小川 晃司 氏（税理士・愛知工業大学 大学院生）  
「書面添付制度に関する一考察—税理士による税務に関する保証業務—」
- 第4報告 司会：岡部 勝成 氏（岡山理科大学）  
松崎 堅太郎 氏（税理士・公認会計士）  
「中小企業金融における書面添付制度活用の現状と課題  
～米国中小企業向けSBAローンにおける税務申告書活用の実務を題材として～」

## 1.8 第8回全国大会（オンライン開催）

開催日：2020年10月4日（日）  
開催校：法政大学  
大会準備委員長：坂上 学 氏（法政大学）  
統一論題：アフターコロナ禍の中小企業会計

### 基調講演

「不況を乗り越える処方箋—コロナ禍を乗り越えるための会計データの活用—」  
講演者：飯塚 真規 氏（株式会社TKC 代表取締役執行役員）  
司会者：坂本 孝司 氏（副会長，愛知工業大学）

統一論題報告 司会：高橋 賢 氏（横浜国立大学）

### 第1報告

宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）  
「アフターコロナ禍における中小企業支援と税理士業務」

### 第2報告

飛田 努 氏（福岡大学）  
「中小企業におけるマネジメント・コントロール・システムのり・デザイン  
—経営危機下におけるトランスフォーメーション—」

### 第3報告

吉川 晃史 氏（関西学院大学）  
「中小企業の日常管理と事業継続計画（BCP/BCM）の接続」

### 統一論題討論

座長：高橋 賢 氏  
討論者：宗田 健一 氏，飛田 努 氏，吉川 晃史 氏

自由論題報告 司会：坂上 学 氏（法政大学）

第 1 報告

田中 保則 氏（税理士・朝日税理士法人）

「スタートアップにおける財務報告の目的」

第 2 報告

小川 晃司 氏（税理士・愛知工業大学大学院博士課程）

「わが国の中小企業金融における課題と展望

—書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保—」

第 3 報告

星野 有理子 氏（近畿大学大学院博士課程）

「会計参与制度導入が中小企業向け会計基準に及ぼした影響」

### 1.9 第 9 回全国大会（オンライン開催）

開催日：2021 年 9 月 17 日（金）～ 19 日（日）

開催校：愛知学院大学

大会準備委員長：平賀 正剛 氏（愛知学院大学）

統一論題：幸せのための中小企業会計

#### 基調講演

「最新の中小企業政策」

講演者：飯田 健太 氏（中小企業庁事業環境部長）

司会者：坂本 孝司 氏（愛知工業大学・税理士）

統一論題報告 司会：工藤 栄一郎 氏（西南学院大学）

第 1 報告

和田 博志 氏（近畿大学）

「幸せのための分配志向的損益計算」

第 2 報告

水野 一郎 氏（関西大学）

「中小企業管理会計と分配の多様性」

第 3 報告

大山 修 氏（公認会計士）

「中小企業の事業承継型 M&A, その期待される効果と課題について」

#### 統一論題討論

座長：工藤 栄一郎 氏

討論者：和田 博志 氏, 水野 一郎 氏, 大山 修 氏

---

課題研究委員会報告 司会：浦崎 直浩 氏（近畿大学）

中間報告

委員長：平賀 正剛 氏（愛知学院大学）

「日本の中小企業会計の基礎概念に関する研究—文化的視座からのアプローチ—」

最終報告

委員長：成川 正晃 氏（東京経済大学）

「中小企業事業継承における課題と展望—中小企業会計の視点から—」

自由論題報告 第1会場

第1報告 司会：坂上 学 氏（法政大学）

星野 有理子 氏（近畿大学大学院博士後期課程）

「現行会社法における中小会社会計の目的の変化  
—中小会社の機関設計との関連で—」

第2報告 司会：坂上 学 氏（法政大学）

高砂 昭宏 氏（税理士）

「ブロックチェーン技術を用いた会計帳簿の正規の簿記の発展性」

第3報告 司会：坂上 学 氏（法政大学）

菅原 智 氏（関西学院大学）

加納 慶太 氏（県立広島大学）

「日本の中小企業におけるクラウド会計導入に関する意識調査」

自由論題報告 第2会場

第1報告 司会：飯島 康道 氏（愛知学院大学）

牧野 功樹 氏（釧路短期大学）

「中小企業における設備投資マネジメント・プロセス  
—非財務指標および財務業績に与える影響に関する経験的検証—」

第2報告 司会：飯島 康道 氏（愛知学院大学）

櫛部 幸子 氏（鹿児島国際大学）

宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）

「新型コロナ支援融資を受けた中小企業のデフォルトリスクに関する一考察  
—阪神・淡路大震災とコロナ禍における信用保証協会の対応を中心に—」

第3報告 司会：飯島 康道 氏（愛知学院大学）

宮下 仁志 氏（税理士）

「中小企業監査制度の再考察—会計調査人制度の研究を中心として—」

## 1.10 第10回全国大会

開催日：2022年11月12日（土）・13日（日）

開催校：明治大学

大会準備委員長：本橋 正美 氏（明治大学）

統一論題：中小企業管理会計の基本問題

#### 基調講演

「中小企業会計を、何故検討したのか」

講演者：北川 慎介 氏（三井物産株式会社，元中小企業庁長官）

司会者：古川 忠彦 氏（アルパーコンサルティング株式会社，経営士）

統一論題報告 司会：本橋 正美 氏（明治大学）

#### 第1 報告

川島 和浩 氏（東北工業大学）

「中小企業における SDGs 経営の課題と展望」

#### 第2 報告

大串 葉子 氏（椙山女学園大学）

「海外事業プロジェクトの事業計画と事後監査」

#### 第3 報告

林 總 氏（公認会計士・税理士）

「中小企業の経営改革と管理会計システム：事例研究」

#### 統一論題討論

座長：本橋 正美 氏

討論者：川島 和浩 氏，大串 葉子 氏，林 總 氏

課題研究委員会報告 司会：栞田 龍三 氏（専修大学）

#### 中間報告

委員長：越智 信仁 氏（関東学院大学）

「中小企業財務報告の透明性改善に向けた多面的研究」

#### 最終報告

委員長：平賀 正剛 氏（愛知学院大学）

「日本の中小企業会計の基礎概念に関する研究：文化的視座からのアプローチ」

#### 自由論題報告(1)

第1 報告 司会：宮地 晃輔 氏（長崎県立大学）

加納 慶太 氏（県立広島大学）

「中小企業におけるクラウド会計導入プロセスの事例研究」

第2 報告 司会：宮地 晃輔 氏（長崎県立大学）

内藤 周子 氏（弘前大学）

「デジタル技術を活用する中小企業におけるクラウド会計の活用」

---

第3報告 司会：宮地 晃輔 氏（長崎県立大学）  
石垣 美佳 氏（静岡産業大学）  
「中小企業の経営力強化のための企業会計の必要性とその課題」

#### 自由論題報告(2)

第1報告 司会：水野 一郎 氏（関西大学）  
岸保 宏 氏（株式会社マスタード・シード22）  
「飲食業会計の考察：会計過程から見えてくるもの」

第2報告 司会：水野 一郎 氏（関西大学）  
我妻 芳徳 氏（山形県立霞城学園高等学校）  
「中小製造企業におけるキャッシュ・フロー会計情報のあり方を考える：  
I社の『キャッシュ・フロー計画表』の作成と活用事例を手掛かりに」

第3報告 司会：水野 一郎 氏（関西大学）  
君島 美葵子 氏（横浜国立大学）  
宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）  
「中小企業における管理会計導入要因の分析：老舗企業の事例をもとに」

## 2 学会誌『中小企業会計研究』

『中小企業会計研究』第1号から第8号に掲載された論文，課題研究委員会報告，講演要旨，書評などを掲載します。なお，執筆者の所属等は，当該学会誌発行時点のものです。

### 2.1 『中小企業会計研究』第1号（創刊号）（2015年8月発行）

#### 【巻頭言】

「『中小企業会計研究』の創刊にあたって」（学会長 河崎 照行）

#### 【論文】

岩崎 勇 氏（九州大学大学院）  
「我が国における中小企業会計の概念フレームワークの提言  
—米国中小企業会計の概念フレームワークを参考にして—」

櫛部 幸子 氏（鹿児島国際大学）  
「我が国における『中小会計要領』の有用性と今後の適用可能性」

朱 愷雯 氏（近畿大学大学院）  
「中小企業の計算書類に対する保証モデルの類型的検討」

松崎 堅太郎 氏（明治大学専門職大学院，税理士，公認会計士）  
「中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性  
—中小企業経営者と金融機関との関係性を中心として—」

堺 貴晴 氏（熊本学園大学）



「確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築」

堂野崎 融 氏（広島文化学園大学）

「我が国の中小会社会計の構造とそのあり方に関する一考察」

## 2.2 『中小企業会計研究』第2号（2016年7月発行）

### 【巻頭言】

「中小企業会計と国際的対応」（学会長 河崎 照行）

### 【論文】

成川 正晃 氏（東北工業大学）

飛田 努 氏（福岡大学）

「中小企業を対象とする会計制度・実務指針設定への提言

—歴史的経緯と中小企業庁担当者へのインタビュー調査をもとに—」

山北 晴雄 氏（中部大学）

「中小企業政策の変遷と管理会計の貢献

—中小企業支援施策の実行と効果測定への支援—」

金子 友裕 氏（東洋大学）

「中小企業会計の実態と課題—税理士アンケートに基づいて—」

櫛部 幸子 氏（鹿児島国際大学）

「中小企業融資における経営者保証ガイドラインと中小会計要領の意義」

### 【課題研究委員会中間報告】

委員長：坂本 孝司 氏（愛知工業大学，税理士，米国公認会計士）

「『中小企業金融における会計の役割』に関する研究」

### 【資料】

西川 登 氏（神奈川大学）

中小企業会計関連文献目録

## 2.3 『中小企業会計研究』第3号（2017年7月発行）

### 【巻頭言】

「中小企業会計と AI（人工知能）」（学会長 河崎 照行）

### 【論文】

仲尾次 洋子 氏（名桜大学）

「台湾における中小企業向け会計基準の構築」

飛田 努 氏（福岡大学）

宗田 健一 氏（鹿児島県立短期大学）

---

「老舗中小企業における直接原価計算の導入と実践―部門別限界利益管理の展開―」  
足立 洋 氏（県立広島大学）

「『現場サポート』の予算管理

―中小企業における予算管理と人的コミュニケーションの関係性―」

#### 【統一論題報告】

飛田 努 氏（福岡大学）

「中小・ベンチャー企業における簿記・会計による管理の有用性」

高橋 賢 氏（横浜国立大学大学院）

「中小企業への直接原価計算の導入―大綱的投資回収計画―」

吉永 茂 氏（京都大学経営管理大学院，公認会計士，税理士）

「中小企業の経営力向上への取組みと職業会計人による支援」

#### 【課題研究委員会最終報告】

委員長：坂本 孝司 氏（愛知工業大学，税理士，米国公認会計士）

「『中小企業金融における会計の役割』に関する研究」

#### 【書評】

河崎照行著『最新 中小企業会計論』評者：浦崎 直浩 氏（近畿大学）

櫛部幸子著『中小企業会計基準の課題と展望』評者：成川 正晃 氏（東北工業大学）

### 2.4 『中小企業会計研究』第4号（2018年8月発行）

#### 【巻頭言】

「計算書類の信頼性保証と中小企業監査」（学会長 河崎 照行）

#### 【第5回全国大会特別講演要旨】

神森 智 氏（松山大学名誉教授）「中小企業の会計と監査」

#### 【論文】

成宮 哲也 氏（熊本学園大学大学院）

「中小企業における青色申告制度の会計の実質と今後の方向性」

佐久間 義浩 氏（東北学院大学）

「英国および米国における SMEs 監査の現状」

山口 直也 氏（青山学院大学大学院）

「我が国の中小企業における原価計算・原価管理の実践状況

―産業集積地域を対象とした質問票調査をもとに―」

櫛部 幸子氏（鹿児島国際大学）

「中小企業監査における判断規準としての中小企業会計基準」

朱 愷雯 氏 (沖縄大学)

「中小企業の資金調達現状から見る開示情報の信頼性保証」

**【課題研究委員会中間報告】**

委員長：水野 一郎 氏 (関西大学)

「中小企業会計における管理会計」

**2.5 『中小企業会計研究』第 5 号 (2019 年 8 月発行)**

**【巻頭言】**

「事業承継の本質と中小企業会計」(学会長 河崎 照行)

**【第 6 回全国大会特別講演要旨】**

講演者：クラウス・ヘンゼルマン博士 (エアランゲン・ニュルンベルク大学教授)

「ドイツにおける税理士による中小企業会計指導の重要性」

※要旨作成：中島 洋行 氏 (明星大学)

**【論文】**

藤井 誠 氏 (日本大学)

「中小企業にかかわる税務会計上のゆがみ」

飛田 努 氏 (福岡大学)

「中小企業におけるマネジメント・コントロール・システムの整備と組織成員による受容  
—管理会計と目標管理の連携：本山合金製作所の事例—」

足立 洋 氏 (県立広島大学)

岸保 宏 氏 (株式会社マスタート・シード 22)

「経営者の認識を伴わない管理会計実践の可能性

—中小飲食企業 4 事例のケース・スタディに基づいて—」

櫛部 幸子 氏 (鹿児島国際大学)

「IFRS for SMEs の改訂に関する一考察—Section29 法人所得税を中心に—」

生島 和樹 氏 (岩手県立大学)

「中小企業における原状回復義務計上に関する検討」

宮下 仁志 氏 (税理士)

「書面添付制度の実態研究—東京税理士会アンケート集計結果 9 年分に着眼して—」

山本 清尊 氏 (兵庫県立大学大学院, 税理士)

「実務からみた中小企業会計と税務」

**【課題研究委員会最終報告】**

委員長：水野 一郎 氏 (関西大学)

「中小企業会計における管理会計」

---

**【課題研究委員会中間報告】**

委員長：堀江 正之 氏（日本大学）

「IT 社会と中小企業会計」

**2.6 『中小企業会計研究』第6号（2020年8月発行）**

**【巻頭言】**

「新型コロナウイルスの終息を願って」（学会長 河崎 照行）

**【論文】**

小川 晃司 氏（愛知工業大学大学院博士後期課程，税理士）

「書面添付制度の歴史的経緯とその役割

—税理士による税務に関する保証業務—」

飛田 努 氏（福岡大学）

「中小製造企業におけるマネジメント・コントロール・システムの移転と定着

—株式会社東海合金製作所における経営改革を題材に—」

中島 洋行 氏（明星大学）

「事業承継の発生と管理会計の導入

—栃木県信用保証協会および有限会社長岡生コンクリートへのインタビュー調査に基づく考察—」

**【課題研究委員会最終報告】**

委員長：堀江 正之 氏（日本大学）

「IT 社会と中小企業会計」

**【課題研究委員会中間報告】**

委員長：成川 正晃 氏（東北工業大学）

「中小企業事業承継における課題と展望」

**2.7 『中小企業会計研究』第7号（2021年8月発行）**

**【巻頭言】**

「ニューノーマルと中小企業会計学会」（学会長 河崎 照行）

**【特別寄稿】**

河崎 照行 氏（甲南大学名誉教授）

「ニューノーマル時代における中小企業の経営・会計の課題」

**【第8回全国大会基調講演】**

講演者：飯塚 真規 氏（株式会社TKC代表取締役社長）

「コロナ禍を乗り越えるための会計データの活用—不況を乗り越える処方箋—」

**【論文】**

小川 晃司 氏（税理士，愛知工業大学大学院博士後期課程）

「わが国の中小企業金融における課題と展望  
—書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保—」

姚 小佳 氏（近畿大学）

「中国の『小企業会計準則』における収益認識」

**【書評】**

河崎 照行 編著『会計研究の挑戦—理論と制度における「知」の融合』

評者：鶴池 幸雄 氏（沖縄国際大学）

**2.8 『中小企業会計研究』第8号（2022年9月発行）**

**【巻頭言】**

「気候変動問題と中小企業」（学会長 河崎 照行）

**【論文】**

菅原 智 氏（関西学院大学）

加納 慶太 氏（県立広島大学）

「日本の中小企業におけるクラウド会計導入に関する意識調査」

星野 有理子 氏（近畿大学大学院博士後期課程）

「中小社会計の目的の変化とその影響—会計のDX化と記帳の重要性に着目して—」

**【課題研究委員会最終報告】**

委員長：成川 正晃 氏（東京経済大学）

「中小企業事業承継における課題と展望」

**【課題研究委員会中間報告】**

委員長：平賀 正剛 氏（愛知学院大学）

「日本の中小企業会計の基礎概念に関する研究—文化的視座からのアプローチ—」

**【自著を語る】**

飛田 努 氏（福岡大学）

「『経営管理システムをデザインする—中小企業における管理会計実践の分析—』  
を執筆して」

〔文責：中島洋行（明星大学）〕

---

# Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

---

No.9

2023

## Summary and Keywords

### REFERRED ARTICLE

A Study on “Cash Flow Accounting Information” in Small and medium sized  
manufacturing enterprises  
-Using the case of company I as a clue-

**Yoshinori Wagatsuma** (*Yamagata prefecture Council for Financial Services Information (Consumer Affairs and Community Safety Division), Yamagata University Graduate School of Science and Engineering Doctoral Course*)

### Summary

The purpose of this paper is to examine the cash flow accounting information of SMEs.

Specifically, using an interview with “I” company (main factory: Yamagata prefecture) and its newspaper article as a clue, I discussed financial management, which is an important issue for SMEs, from a managerial accounting approach. There, we took up cash flow plan and cash flow statements.

I clarified the purpose of preparing cash flow statements by asking why SMEs do not prepare cash flow statements. Therefore, we proposed a simple and original cash flow statement template to make it easier to create.

We believe that creating and utilizing cash flow accounting information will contribute to sustainable management with improved productivity, prevention of bankruptcy, high profitability and financial stability. This is evident from case studies of “I” company.

### Keywords

cash flow plan for each individual order, simple cash flow statement, managerial accounting aspect, sustainable management with financial stability, CCC (Cash Conversion Cycle)

---

## REFERRED ARTICLES

### A study about Small and medium-sized enterprises accounting reliability assurance

-With a focus on a plan of accounting Survey  
People foundational regulatory Officer Warranty Card-

**Satoshi Miyashita** (*Tax Accountant*)

#### **Summary**

The purpose of this paper specify accounting Survey People draft based on regulatory Officer Warranty Card.

Therefore, I tried to examine in detail about the second draft considered by Investigation Issues problem Review Study Group. The outline about the second draft is not audit in The Corporation Law of Japan (the “Law”), but to the last investigation. Subject of this paper clarified the problem took a hard look about investigation within the limits the “Law” considered in May 1989.

Especially, I earnestly wish to coming under review about small and medium sized enterprises accounting.

#### **Keywords**

Accounting Survey People, regulatory Officer Warranty Card, Investigation Issues Problem Review Study Group

---

## REPORT

# Issues and Prospects of SDGs Management in SMEs

**Kazuhiro Kawashima** (*Tohoku Institute of Technology, Professor*)

### Summary

SDGs management, which incorporates SDGs initiatives into management strategies and implements them, requires ambidextrous management that secures profits through core business activities and solves issues in local communities. In March 2022, the Small and Medium Enterprise Support Agency released the “Fact-finding Survey on SDGs Promotion by SMEs: Questionnaire Survey Report”, and awareness of SDGs has increased to 86.0%. However, the understanding of SDGs is 38.8%, and it is revealed that only 11.6% of SMEs are working on SDGs. In July 2018, the Ministry of the Environment announced the “ESG Finance Council Proposals”, which requested regional financial institutions to work on ESG financing. Based on this result, regional financial institutions have started ESG financing for SMEs and support services for SMEs to work on SDGs.

In this paper, we consider 77 Bank, Ltd., which is implementing SDGs support services as a companion runner for SMEs, as an example of a regional financial institution. In addition, as a practical example of SDGs management, we are considering a small and medium-sized company “T Company” that runs an electric and communication business. “T Company” develops a community-based area strategy through the “House Help Corps” project, utilizes variable profit and loss statements, and formulates short-term profit plans while grasping marginal profit. On top of that, we have linked the SDGs targets that correspond to the basic management policy of the company, and are creating a system to permeate SDGs initiatives among employees. In addition, we have hired experts to promote DX and are working on integrating management accounting information, including organizational reforms. For SMEs, SDGs management is a means to expand business opportunities, and its implementation is an urgent issue that cannot be avoided.

### Keywords

SDGs management, regional financial institutions, SDGs support services, area strategy, variable profit and loss statement



例年よりも若干、発行日が遅くなりましたが、学会誌『中小企業会計研究』第9号を学会員の皆様に無事にお届けすることができました。

第9号には3本の論文投稿があり、ダブルブラインド制に基づく厳正な査読プロセスの結果、2本の論文を査読付論文として掲載いたしました。また、第10回全国大会の統一論題報告から1本の論文を掲載いたしました。さらに、2022年11月に開催された第10回全国大会における課題研究委員会報告（中間報告と最終報告）をそれぞれ掲載いたしました。

中小企業会計学会は2013年の設立から今年で10周年を迎えたことから、「中小企業会計学会10年の歩み」として、これまでの全国大会の開催記録と、『中小企業会計研究』の掲載論文等を一覧にいたしました。この10年間、多くの学会員の皆様が様々なアプローチにより中小企業会計の研究に邁進されてきたことが伺えます。最近では、中小企業会計に関する様々な研究成果において、『中小企業会計研究』に掲載された論文が引用されているケースも多く見かけるようになり、『中小企業会計研究』のプレゼンスは確実に高まりつつあることを実感いたします。

一方で、『中小企業会計研究』が創刊された直後と比べて、近年では、投稿数および掲載論文数ともに減少傾向にあります。学会誌は学会の顔とも言うべき存在ですから、中小企業会計学会が次の10年間にさらなる発展を遂げていくためには、学会誌の充実が不可欠になります。学会員の皆様の日ごろの研究成果をまずは全国大会でご発表いただき、ぜひ『中小企業会計研究』にご投稿いただきますようお願い申し上げます（ただし、『中小企業会計研究』は、全国大会での報告が投稿要件ではありませんので、報告の有無にかかわらずご投稿いただけます）。

末筆ながら、学会誌編集委員会を代表いたしまして、ご投稿いただいた学会員の皆様、査読をご担当いただきました学会員の皆様、学会誌発行のためにご寄附いただいておりますTKC全国会様、学会理事会、本誌の製作協力をいただいた株式会社中央経済社には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

（2023年8月18日）

学会誌編集委員会

委員長 中島洋行（明星大学）

編集委員 鶴池幸雄（沖縄国際大学） 上野清貴（松蔭大学）

小川晃司（税理士） 金子友裕（東洋大学）

坂本孝司（愛知工業大学） 宗田健一（鹿児島県立短期大学）

戸田龍介（神奈川大学） 仲尾次洋子（名桜大学）

中西良之（北海商科大学） 宮地晃輔（長崎県立大学）

幹事 坂根純輝（長崎県立大学）

（中島・記）

中小企業会計研究 No.9

2023年9月発行

編集・発行 中小企業会計学会  
(事務局)

〒170-0004 東京都豊島区北大塚1丁目13番12号  
公益社団法人全国経理教育協会内

E-mail : [office@jaasme.org](mailto:office@jaasme.org)

製作協力 株式会社 中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-35

Tel 03-3293-3371(代) Fax 03-3291-5127

ISSN 2189-650X



